

第2回

心身障害者扶養保険事業に関する検討会 資料

平成29年7月27日(木)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

目 次

1. 前回の議論を踏まえた論点整理について

【前回の宿題事項】

2. 加入者等の状況について
3. 特定贈与信託の仕組みについて
4. 心身障害者扶養共済制度と類似の民間保険について
5. 心身障害者扶養共済制度と国民年金との対比について
6. 自治体における広報の取組事例

【今回の事務局案】

7. 死亡率について
8. 運用利回りについて
9. 財政収支等の見通しについて

【参考資料】

1. 障害児・者の所得保障の基本構造(平成29年度版)
2. 特別児童扶養手当制度等の概要
3. 障害者の数
4. 就労継続支援A型事業所における平均賃金の推移
5. 就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

1. 前回の議論を踏まえた論点整理について

- 前回の改正(平成20年4月～)からの社会状況等の変化を踏まえ、本制度が安定的に持続可能であるか
 - ・ 加入者数(保護者)の減
 - ・ 年金受給者(障害者)数の増
 - ・ 死亡率の変化 (年金受給期間の延びは盛り込まれているか。)
 - ・ 運用利回りの推移 (年金収支について、運用利回り2.8%は可能であるか。)
 - ・ 公費投入額及び期間について (公費の投入のあり方について、考えられる余地はないか。)

(第1回検討会における主な意見)

- 予期しないリスクの変化が事後的に発生すれば、給付で調整するか、保険料で調整することになるが、年金受給期間が延びるかということが一つのリスクであり、年金の債務に影響を与えるため、年金受給期間が延びているかどうかを確認することがポイントとなる。年金受給期間の延びを盛り込んだ財政であれば、保険料等特段触る必要はない。
- 加入者の状況や各種データ(死亡率等)に基づき、将来の収支予測を行う必要があり、詳細なデータがない場合には、ない中でどう検証するのかが検討のプロセスになるのではないかと。各種データにより将来収支予測を行わないとわからない面もあるが、財務状況は改善傾向であり、すぐに料率の見直しは必要ないのではないかと。
- 年金収支の運用利回りについて、ポートフォリオの大部分を占める国内債券の金利を考えると、今後は2.8%を確保することは難しいのではないかと。

● 今後の運営のあり方について

- ・ 広報のあり方について（民間保険にないメリットは何か。話題性のある発信方法で広報できないか。具体的なターゲットを絞った紹介ができないか。）

（第1回検討会における主な意見）

- 年金給付額が高齢化によってマクロ経済スライドが効いてくると、私的年金や企業年金に入ることも考えられるが、障害のある方は、そのような機会も限られることから、本制度の政策的な目的・意義、民間保険にないメリットを情報提供し、普及していくべき。
- 話題性を持った発信方法として、テレビ番組で取り上げてもらうことも一つの方法ではないか。
- 本制度の自治体の担当課の話では、本制度についての問い合わせは結構あるが、月々の掛金を伝えると申し込むことを尻込みされる方も多いため、制度の魅力をきちんと伝える必要がある。
- 税制優遇等、こういう方にはメリットがあるというように具体的なターゲットを絞った紹介の仕方ができれば効果的ではないか。

2. 加入者等の状況について

(1) 総括表

① 加入者(保護者)

- ・ 実人員 45,353人 (67,025口) 平均年齢 73.6歳
- ・ 障害者との続柄 父母 44,419人、配偶者416人、兄弟姉妹389人、その他129人
- ・ 60歳以上の加入者が9割近くを占めている。

② ①に扶養されている障害者(年金未支給)

- ・ 実人員 45,353人 (67,025口) 平均年齢 43.5歳
- ・ 障害の種類

区分	総数	加入時の障害の種類					
		知的障害者		身体障害者			その他
実人員 (人)	45,353	30,729		10,905			3,719
		知的A(重度)	知的B	1級	2級	3級	その他
		12,724	18,005	3,436	5,075	2,394	3,719
構成比	100.0	28.1%	39.7%	7.6%	11.2%	5.3%	8.2%

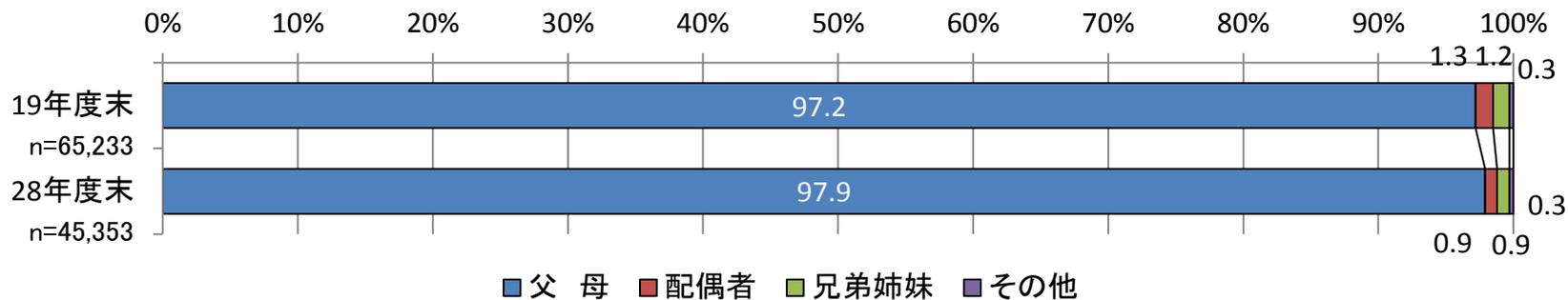
③ 年金受給者(障害者)

- ・ 実人員 46,568人 (55,754口) 平均年齢 60.6歳
- ・ 障害の種類

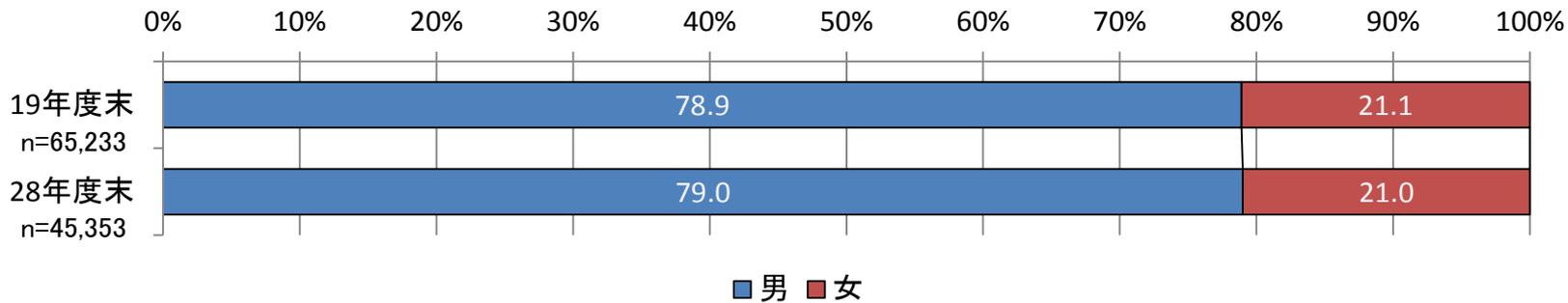
区分	総数	加入時の障害の種類					
		知的障害者		身体障害者			その他
実人員 (人)	46,568	26,747		17,494			2,327
		知的A(重度)	知的B	1級	2級	3級	その他
		10,193	16,554	4,336	9,092	4,066	2,327
構成比	100.0	21.9%	35.5%	9.3%	19.5%	8.7%	5.0%

(2) 加入者(保護者)の状況

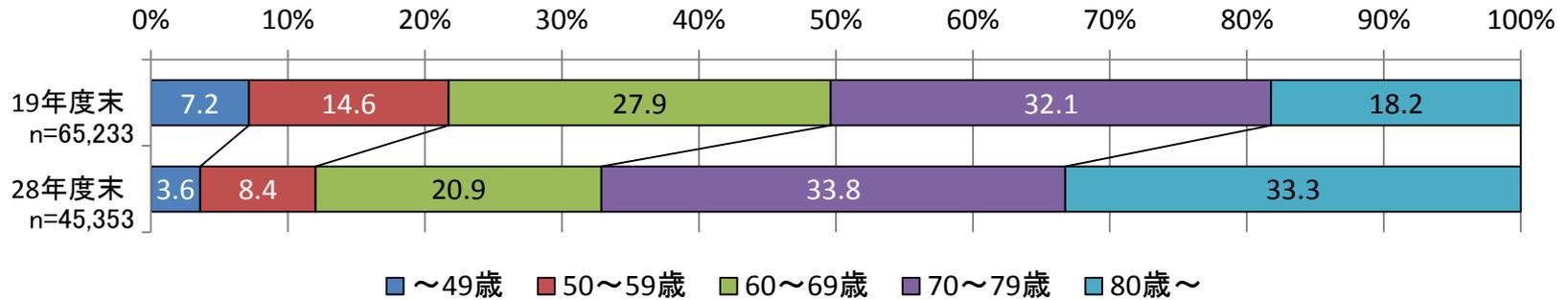
① 障害者との続柄



② 性別



③ 年齢



(参考)平成28年度新規加入者(331人)の年齢構成

(単位:人、%)

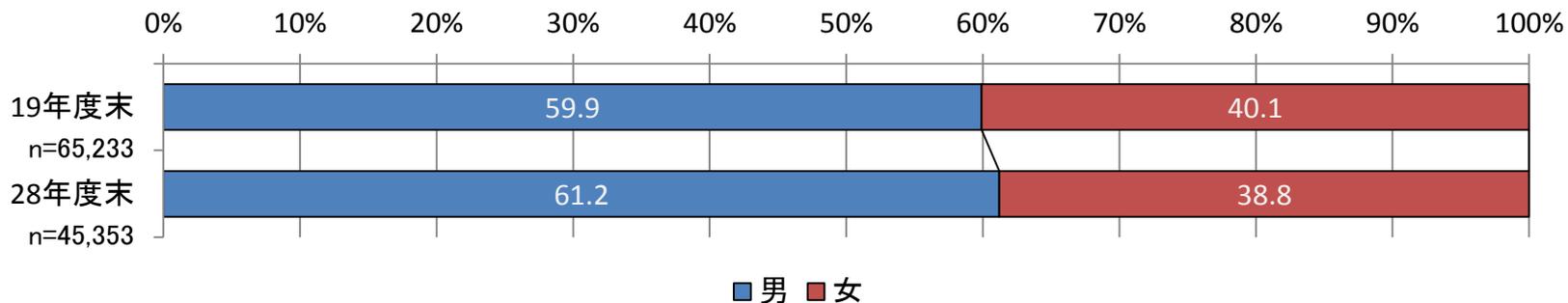
区分	総数	25歳~ 29歳	30歳~ 34歳	35歳~ 39歳	40歳~ 44歳	45歳~ 49歳	50歳~ 54歳	55歳~ 59歳	60歳~
実人員	331	1	12	35	60	68	62	37	56
構成比	100.0	0.3%	3.6%	10.6%	18.1%	20.5%	18.7%	11.2%	16.9%

※平均年齢:49.0歳

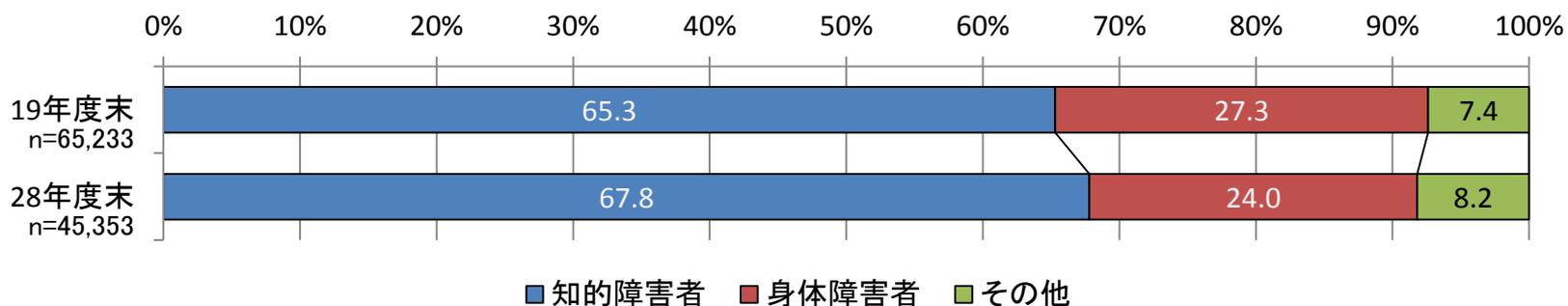
(3) 障害者の状況

① (2)に扶養されている障害者(年金未受給)

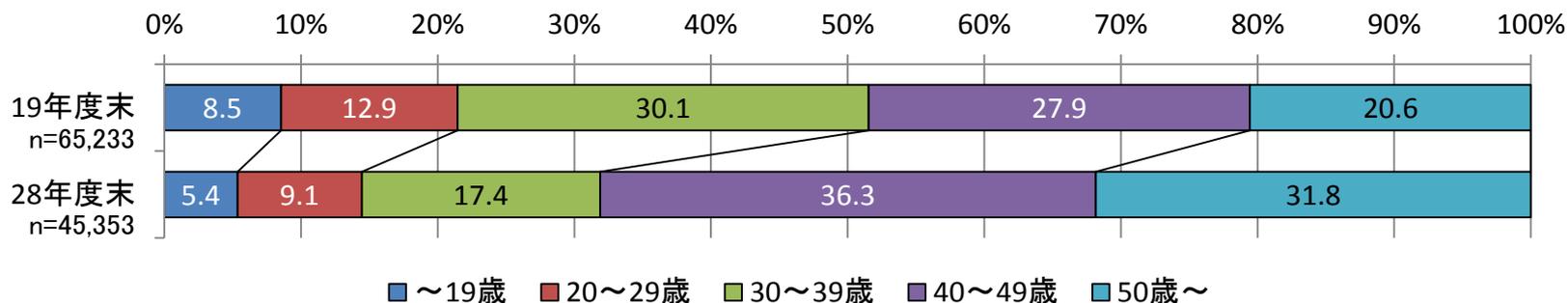
ア. 性別



イ. 加入時の障害種別



ウ. 年齢



(参考)平成28年度新規加入障害者(331人)の年齢構成

(単位:人、%)

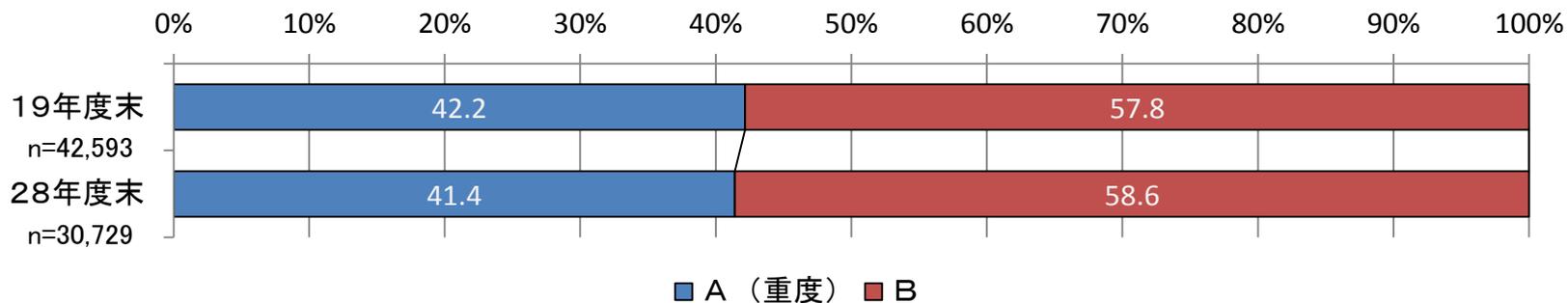
区分	総数	年齢別								
		0歳~ 4歳	5歳~ 9歳	10歳~ 14歳	15歳~ 19歳	20歳~ 24歳	25歳~ 29歳	30歳~ 34歳	35歳~ 39歳	40歳~
実人員	331	37	84	63	51	31	28	25	11	1
構成比	100.0	11.2%	25.4%	19.0%	15.4%	9.4%	8.5%	7.6%	3.3%	0.3%

※平均年齢:14.9歳

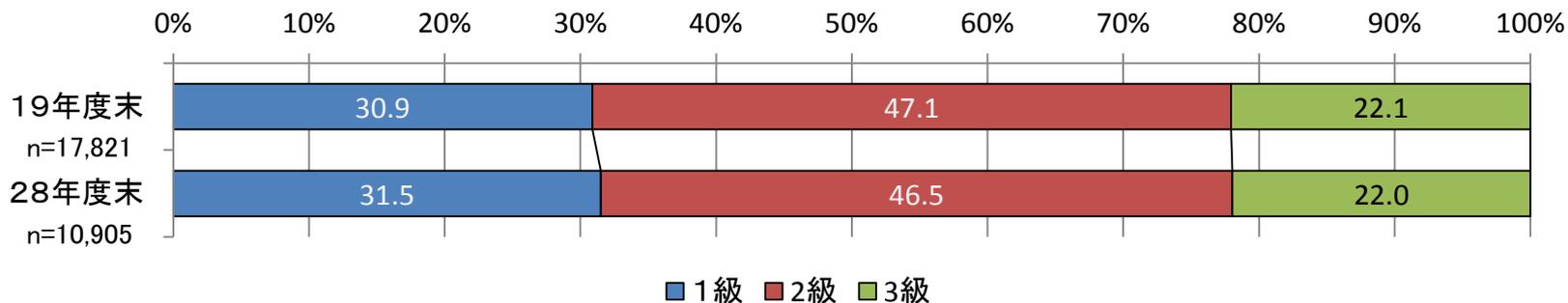
(3) 障害者の状況

① (2)に扶養されている障害者(年金未受給)

エ. 加入時の知的障害の程度



オ. 加入時の身体障害の程度



(3) 障害者の状況

① (2)に扶養されている障害者(年金未受給)

カ. 就労状況

※ 平成28年度新規加入障害者(実人員:331人)を対象に障害証明書を集計したもの。

区分	総数	有	無
実人員(人)	331	32	299
構成比(%)	100.0	9.7	90.3

※ 障害証明書…保険契約申込み時に、各都道府県等から(独)福祉医療機構に提出するもの。

キ. 就労している者の平均月収

※ 平成28年度新規加入障害者(実人員:331人)を対象に障害証明書を集計したもの。不明を除く。

区分	総数	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上
実人員(人)	30	6	4	9	11
構成比(%)	100.0	20.0	13.3	30.0	36.7

(参考)

- ・ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額(平成27年度) 67,795円
- ・ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額(平成27年度) 15,003円

(3) 障害者の状況

① (2)に扶養されている障害者(年金未受給)

ク. 施設入所の有無

※ 平成28年度新規障害者加入者(実人員:331人)を対象に障害証明書を集計したもの。

区分	総数	有	無
実人員(人)	331	9	322
構成比(%)	100.0	2.7	97.3

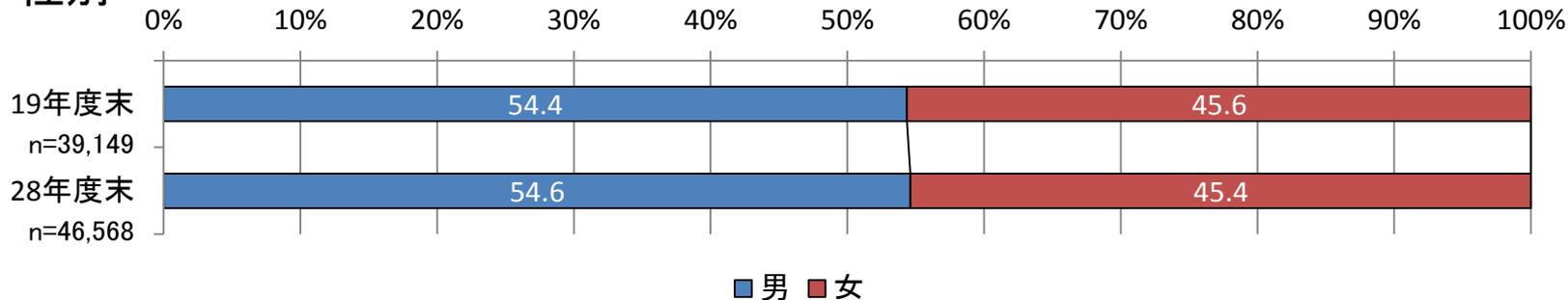
○主な施設の種類の種類

・グループホーム(4)、医療型障害児入所施設(2)、障害者支援施設(2)、施設種別不明(1)

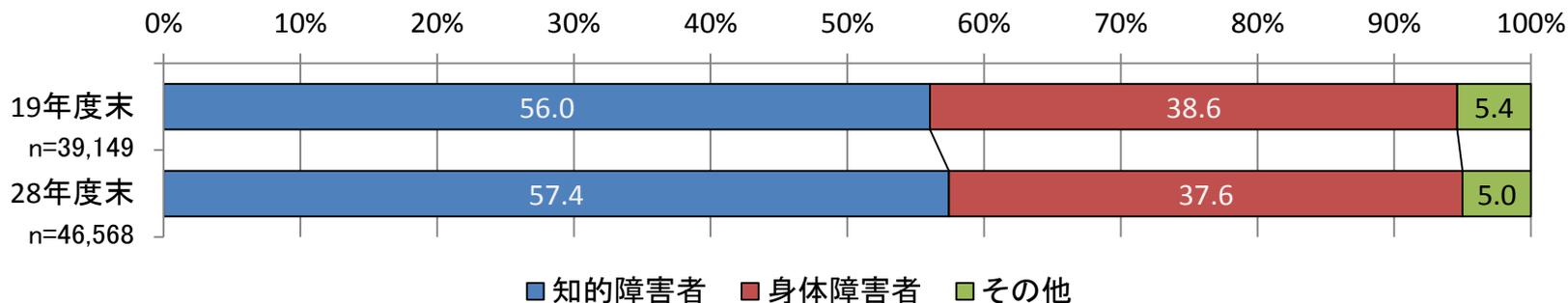
(3) 障害者の状況

② 年金受給障害者

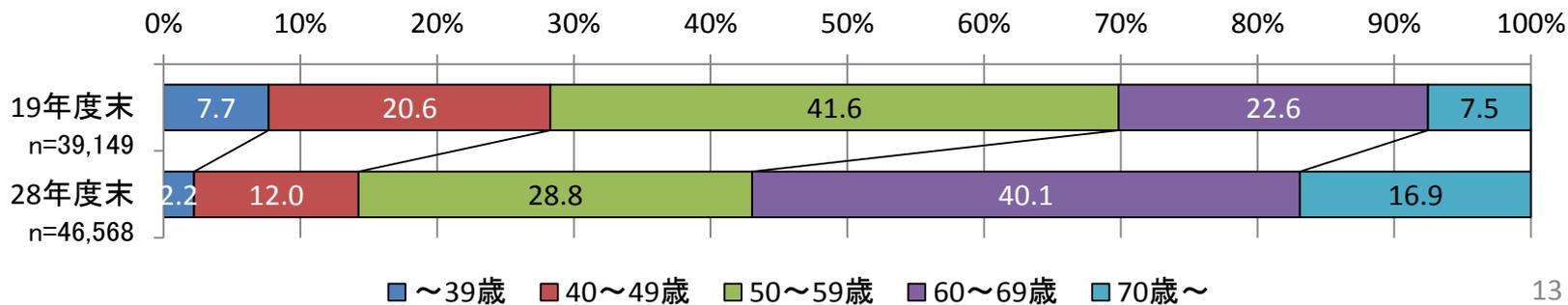
ア. 性別



イ. 加入時の障害種別



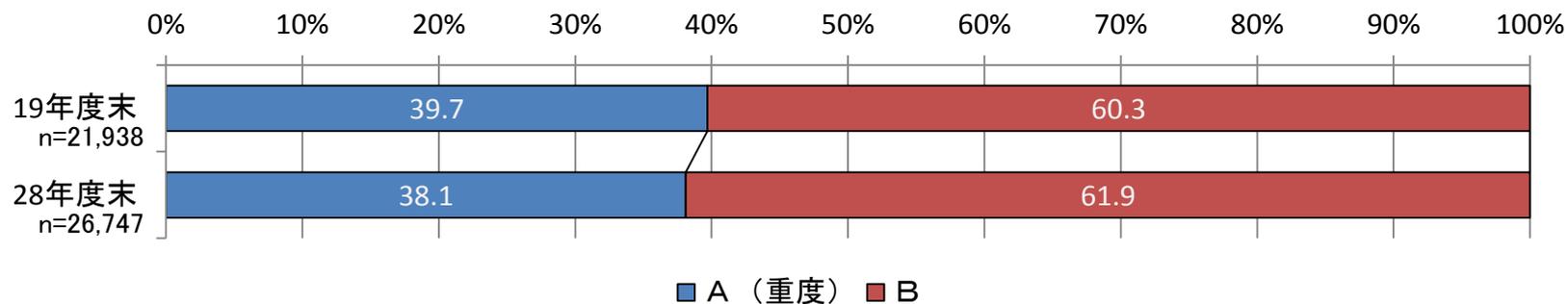
ウ. 年齢



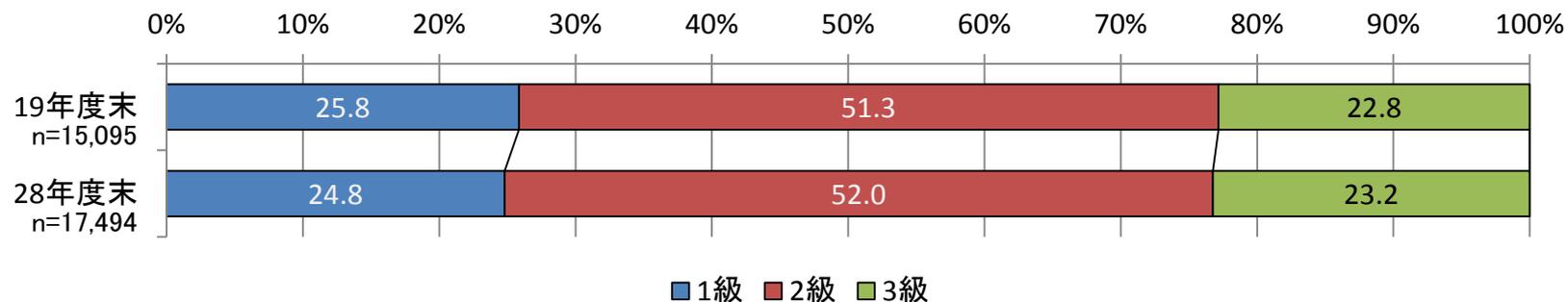
(3) 障害者の状況

② 年金受給障害者

エ. 加入時の知的障害の程度



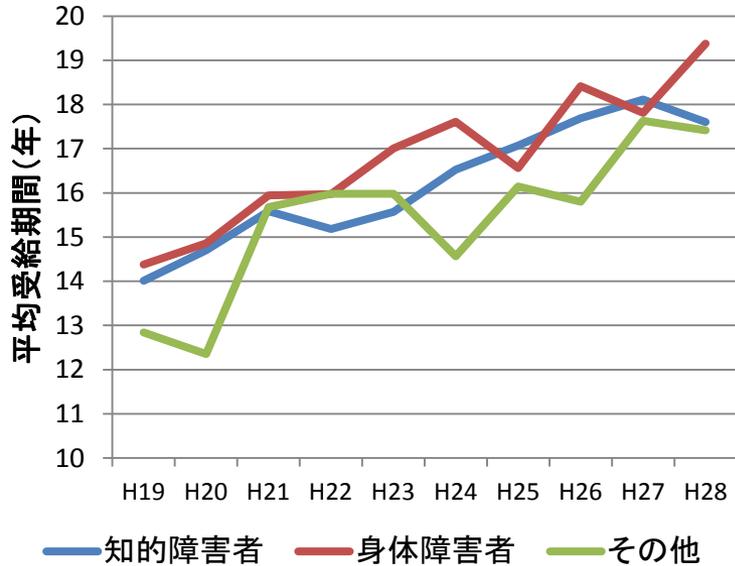
オ. 加入時の身体障害の程度



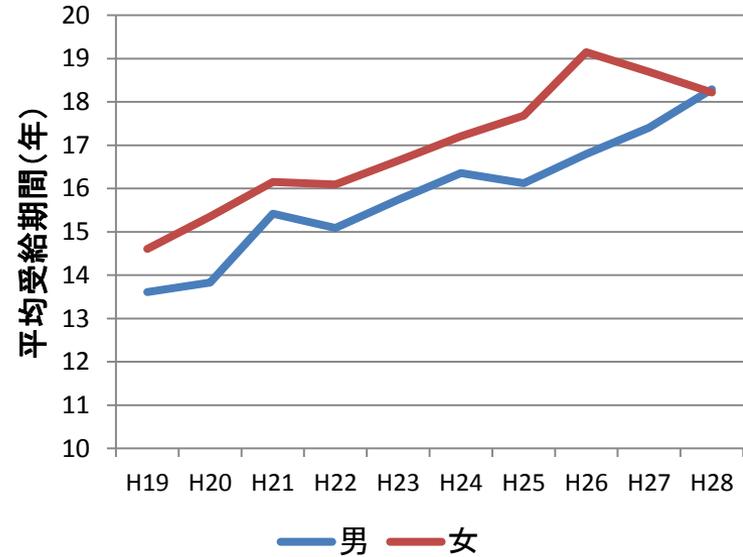
(3) 障害者の状況

② 年金受給障害者

カ. 平均受給期間(加入時の障害種別)



キ. 平均受給期間(性別)



(参考) 平均受給金額 ※平均受給期間に2万円(1口)を乗じて試算
 19年度 → 28年度
 338万円(14年1ヶ月) → 438万円(18年3ヶ月)

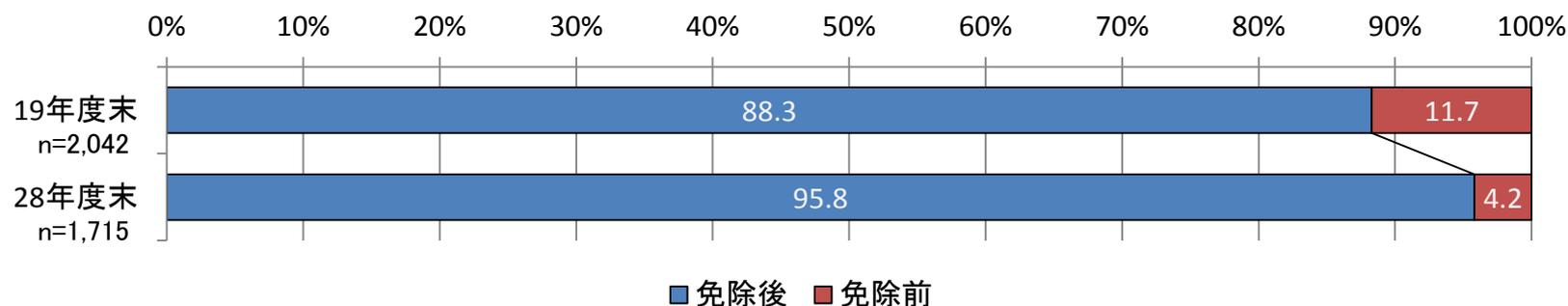
(※) 各年度において亡くなられた方を対象に集計

(3) 障害者の状況

② 年金受給障害者

ク. 掛金の免除後・免除前に年金受給となった者の割合

※ 各年度新規年金受給者を対象に集計



(参考) 保険料免除の条件

65歳以上に達し、かつ、20年(※)以上継続して加入しているもの

(※) 平成8年1月1日改正前の旧第1保険者加入者で、昭和61年3月31日以前の1口目加入者については、「25年」。

	特定贈与信託	心身障害者扶養共済制度
利用できる者	特定障害者の親族、篤志家等の個人	対象となる障害者を扶養している65歳未満の保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母等の親族)であって、生命保険契約の対象となる健康状態である者
対象となる障害者	<p>対象となる「特定障害者」は、障がいの程度によって「特別障害者」と「特別障害者以外の特定障害者」に分けられており、贈与税の非課税限度額が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者(非課税限度額:6,000万円) ① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により重度の知的障がい者とされた者 ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている精神障がい者 ③ 1級または2級の身体障害者手帳保有者 ④ 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者 ⑤ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者 ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち精神または身体の障がいの程度が上記①または③に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者 ⑦ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①または③に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者 ・ 特別障害者以外の特定障害者(非課税限度額:3,000万円) ① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の判定により中軽度の知的障がい者とされた者 ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級または3級である者として記載されている精神障がい者 ③ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者 	<p>次のいずれかに該当する障害者で、将来独立自活することが困難であると認められる方。(年齢は問わない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 知的障害 (2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害 (3) 精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方
金銭の交付	特定障害者の生活または療養の需要に応じて、定期的に、実際に必要な金額を金銭で支払。	1口加入の場合 月額 2万円 2口加入の場合 月額 4万円
期間	特定障害者への交付は、信託された財産が全額交付された時に終了。特定障害者が死亡した際に残余財産があればその相続人又は受遺者に交付。	終身

4. 心身障害者扶養共済制度と類似の民間保険について

- 加入者を「障害者を扶養する保護者」のみに限定して販売されている民間の生命保険(死亡保険)はなし。
- 生命保険会社によっては、一般的な生命保険で、被保険者の死亡等により、保険金の受取人に対し、保険金を一時金で支払う方法にかえて、希望者には年金で支払う対応を行っているところもあり。

(A社の場合)

保険種類	終身保険
被保険者年齢	50歳
保険金受取人年齢	20歳
保険料払込期間	20年
保険金額	①1,500万円 保険金受取人が男性で、被保険者が85歳で亡くなり、55歳から年金を受け取ると想定した保険金額 ②1,800万円 保険金受取人が女性で、被保険者が85歳で亡くなり、55歳から年金を受け取ると想定した保険金額
年金支払種類	10年保証期間付終身年金
年金年額	50万円
保険料(月払)	①68,220円(被保険者が男性)、64,830円(被保険者が女性) ②81,864円(被保険者が男性)、77,796円(被保険者が女性)
その他	被保険者が亡くなったときに保険金受取人が55歳未満である場合は、終身年金では年金を受け取れず、確定年金での受け取りとなる。

- 保険金の受取人が当該保険会社が定める所定の障害者(知的障害・身体障害など)である場合に、一時金で支払う保険金を割増された年金額で支払うという特約を付けることができるものもあり。

(B社の例)

<年金受取人が、年金基金設定時の年齢:30歳、性別:男性の場合の、10年保証期間付終身年金の例>

保険金等を一時金以外の方法で受取ることができる特約を付加した場合の年金額を「100」とした場合、当該特約を付加した場合の割増された年金額は「約146」

<保険金の受取人となる障害者の障害程度について>

- ア. 身体障害者 身体障害者障害等級表の障害の級別1級～3級に定める程度の障害状態がある者
- イ. 知的障害者 知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあると会社が認めた者
- ウ. 精神または身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が①または②と同等(公的年金制度の障害等1級または2級等)と会社が認めた者

民間生命保険(終身保険)の特色

- 民間生命保険(終身保険)は、以下の要素等により、掛金月額・年金給付月額が一定である心身障害者扶養共済制度と比較することは困難。
 - 被保険者の年齢・性別や保険金額により保険料が異なる。
 - 保険金を年金で受け取る場合、受取人の年齢・性別や保険金額により年金額が異なる。
 - 保険金を年金で受け取る場合の年金受取に関しては、保険会社ごとに取扱基準等が異なる。

- 民間生命保険(終身保険)の特色と考えられる点をいくつか挙げれば以下の通り。
 - 保障のバリエーションが豊富(医療保障、3大疾病保障、就業不能保障等との組合せが可能)。
 - 所得やライフスタイルに合った保険料や保険金額を選択することができる。また、保険加入後もライフスタイルに合わせて保障の見直し(保険金額の変更、医療関係特約の途中付加、別の保険商品への変更等)ができる。
 - 税制上の取扱いは以下のとおり。
 - ・ 終身保険部分の保険料は一般生命保険料控除の対象(所得税・住民税)。
(医療関係特約部分の保険料は介護医療保険料控除の対象)
 - ・ 年金受取人に対し、
 - 年金受給権取得時： 相続税(または贈与税)が課税される。
(受取人が相続人であれば相続税の非課税枠あり)
 - 年金受取時： 相続税(または贈与税)課税後に新たに充当される運用成果部分等に相当する金額(配当金による買い増し年金等)があれば、その部分に所得税が課税される(雑所得)。

心身障害者扶養共済制度の特色

- 都道府県・指定都市が条例に基づき実施している制度であり、障害者の生活の安定と福祉の増進を目的とした制度であること。
- 加入者が他の都道府県・指定都市に転出した場合、転出先の都道府県・指定都市において、同様の保障を受けることができること。
- 終身保険であること。
- 制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が保険料に上乗せされていないこと。
- 税制上、以下の措置を受けられること。

①掛金

加入者が地方公共団体に納める掛金は、所得税及び地方税(住民税)ともに、小規模企業共済等掛金控除の対象として、その全額が所得控除される。

②給付金

脱退一時金以外の給付金は、所得税及び地方税(住民税)ともに非課税。年金、弔慰金及び特別弔慰金については、相続税及び贈与税ともに非課税。

- 年金、弔慰金及び特別弔慰金は生活保護の収入として認定されない。

5. 心身障害者扶養共済制度と国民年金との対比について

	心身障害者扶養共済制度	国民年金(障害基礎年金)
加入要件	<p>障害者を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など)であって、次のすべての要件を満たしている方。</p> <p>(1) その都道府県・指定都市内に住所があること。</p> <p>(2) 加入時の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。</p> <p>(3) 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。</p> <p>(4) 障害者1人に対して、加入できる保護者は1人であること。</p>	<p>日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は全て被保険者となる。</p> <p>※20歳未満または60歳以上であっても、厚生年金保険の被保険者は、国民年金の被保険者となる。ただし、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者を除く。</p>
保険料	1口9,300円～23,300円(加入時年齢による)	16,490円(平成29年度)
支給要件	加入者(障害者を扶養している者)が死亡又は重度障害となった時に障害者が受給。	<p>1. 国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日があること。</p> <p>2. 一定の障害の状態にあること。</p> <p>3. 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。 (20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件不要。)</p> <p>(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること</p> <p>(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</p>
対象となる障害及びその障害程度	<p>1. 知的障害</p> <p>2. 身体障害者手帳1～3級</p> <p>3. 1又は2と同程度の障害者</p>	<p>(対象となる主な障害)</p> <p>1. 外部障害 眼、聴覚、肢体(手足など)の障害など</p> <p>2. 精神障害 統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など</p> <p>3. 内部障害 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど</p>

	心身障害者扶養共済制度	障害基礎年金
		<p>(障害の程度－障害等級の例)</p> <p>【1級】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・ 両眼の視力の和が0.04以下のもの(原則として矯正視力) ・ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ・ その他 <p>【2級】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・ 1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・ 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの(原則として矯正視力) ・ 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ・ その他 <p>※身体障害者手帳の等級とは異なる。</p>
給付月額	1口月額2万円(2口まで)	<p>【1級】月額81,177円(平成29年度)</p> <p>【2級】月額64,941円(同上)</p> <p>※ 対象者がいる場合は子の加算がある。</p> <p>※ 物価変動率等により改定</p>
所得制限	なし	<p>20歳前の障害による障害基礎年金にかかる所得制限</p> <p>【1/2停止】3,604,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円を加算した額。</p> <p>【全部停止】4,621,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円を加算した額。</p>
財政方式	積立方式	賦課方式
給付人員	46,052人(54,829口) (27年度末)	<p>【1級】 69.8万人(26年度末)</p> <p>【2級】 107万人(26年度末)</p> <p>※ 被用者年金を上乗せしている者を含む障害基礎年金受給者数。</p>

6. 自治体における広報の取組事例

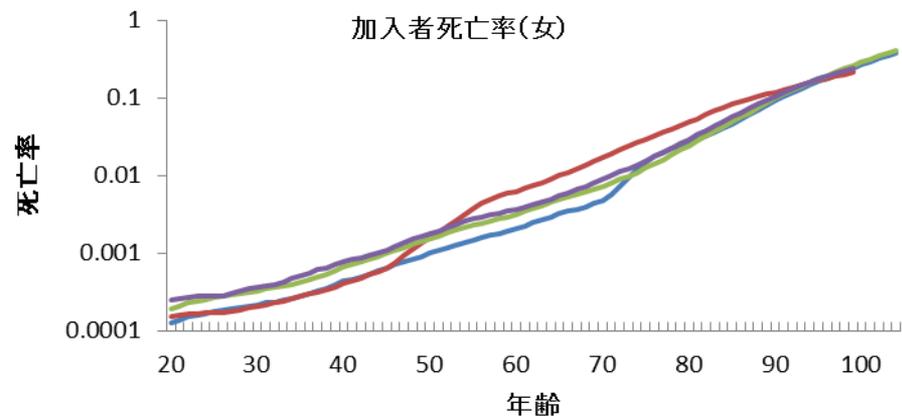
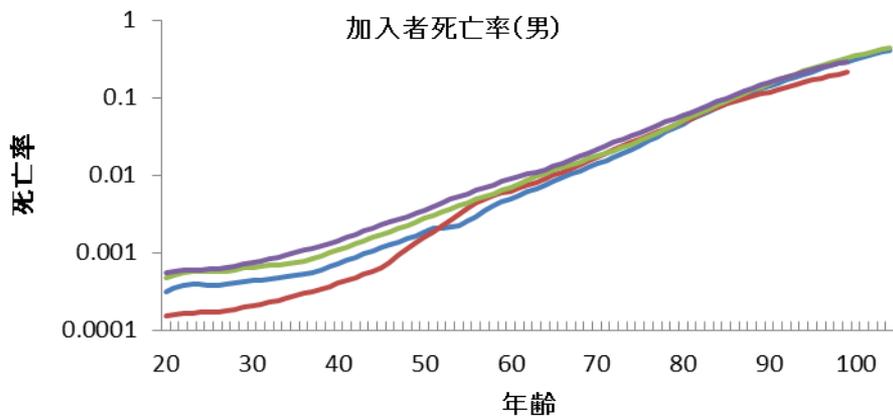
	加入者数(実数)			前年度との増減		広報等の取組
	26	27	28	27-26	28-27	
福島県	6	6	10	0	4	28年度は、広報啓発を積極的に行うことを決定し、福祉医療機構作成のリーフレットを例年に比べ多めに市町村に送付し、周知の協力を依頼。
群馬県	3	6	11	3	5	県が市町村の窓口の職員を対象とした研修に、本事業も盛り込み、市町村職員の本事業への理解を深めるとともに、市町村の窓口で身体障害者手帳等の申請の際に、本事業の紹介をしてもらっている。
東京都	23	37	47	14	10	東京都独自でリーフレットを作成し、市区町村の窓口で身体障害者手帳等の申請の際に、配布をお願いしている。 全国に先行して、都立の特別支援学校に2部ずつリーフレットを配布し、保護者等の目につく掲示板に掲載をお願いしている。
広島県	1	5	7	4	2	県が市町村の窓口の職員を対象とした研修に、本事業も盛り込み、市町村職員の本事業への理解を促進している。
横浜市	1	6	11	5	5	県が市町村の窓口の職員を対象とした研修に、本事業も盛り込み、市町村職員の本事業への理解を深めるとともに、市町村の窓口で身体障害者手帳の申請の際に、本事業の紹介をもらっている。

(参考1) 自治体別加入者数の推移(実数)

	26	27	28	差(27-26)	差(28-27)
北海道	5	3	3	-2	0
青森県	2	3	3	1	0
岩手県	1	3	4	2	1
宮城県	4	2	1	-2	-1
秋田県	0	0	2	0	2
山形県	0	1	1	1	0
福島県	6	6	10	0	4
茨城県	8	9	4	1	-5
栃木県	0	0	3	0	3
群馬県	3	6	11	3	5
埼玉県	10	27	19	17	-8
千葉県	3	12	11	9	-1
東京都	23	37	47	14	10
神奈川県	12	14	8	2	-6
新潟県	7	9	6	2	-3
富山県	1	3	1	2	-2
石川県	7	6	4	-1	-2
福井県	1	3	4	2	1
山梨県	1	3	1	2	-2
長野県	4	6	3	2	-3
岐阜県	0	2	4	2	2
静岡県	8	8	9	0	1
愛知県	11	15	11	4	-4
三重県	1	3	0	2	-3
滋賀県	1	6	4	5	-2
京都府	7	10	5	3	-5
大阪府	11	4	17	-7	13
兵庫県	7	5	20	-2	15
奈良県	1	3	5	2	2
和歌山県	0	3	0	3	-3
鳥取県	1	0	0	-1	0
岡山県	4	3	0	-1	-3
広島県	0	1	1	1	0
広島県	1	5	7	4	2

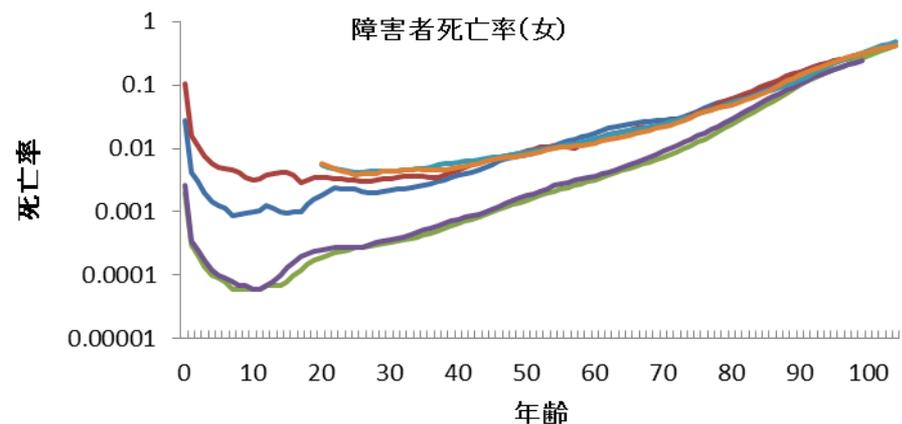
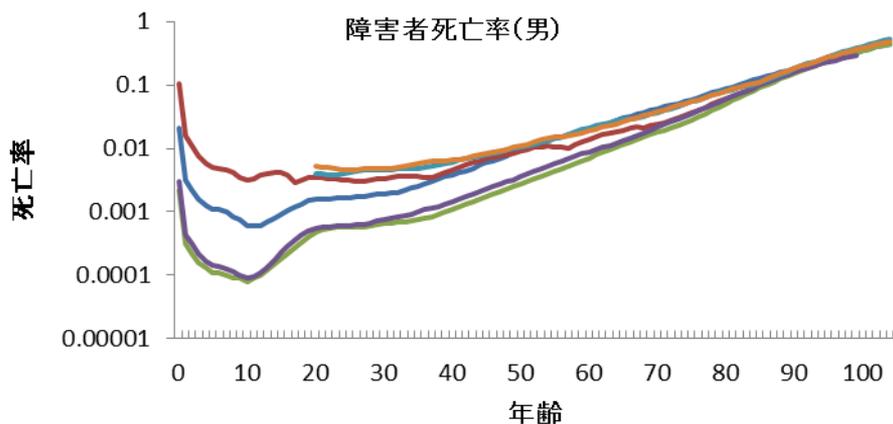
	26	27	28	差(27-26)	差(28-27)
山口県	5	8	3	3	-5
徳島県	0	0	0	0	0
香川県	3	4	4	1	0
愛媛県	1	3	1	2	-2
高知県	18	18	8	0	-10
福岡県	5	6	7	1	1
佐賀県	0	3	1	3	-2
長崎県	0	0	1	0	1
熊本県	0	1	1	1	0
大分県	2	0	1	-2	1
宮崎県	0	1	3	1	2
鹿児島県	1	4	2	3	-2
沖縄県	1	0	0	-1	0
札幌市	6	6	3	0	-3
仙台市	6	7	2	1	-5
さいたま市	0	3	2	3	-1
千葉市	1	1	3	0	2
横浜市	1	6	11	5	5
川崎市	1	2	3	1	1
相模原市	1	2	2	1	0
新潟市	2	5	6	3	1
静岡市	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	1	0	1
名古屋	4	5	5	1	0
京都	1	4	4	3	0
大阪	3	5	5	2	0
堺市	1	1	5	0	4
神戸市	4	0	9	-4	9
岡山市	0	0	0	0	0
広島市	1	3	7	2	4
北九州市	3	0	0	-3	0
福岡市	3	5	2	2	-3
熊本	1	1	0	0	-1
総数	226	325	331	99	6

7. 死亡率について



— H24-H28実績(男) — H15-H17実績(男女計)
 — (参考) H26簡易生命表(男) — (参考) H16簡易生命表(男)

— H24-H28実績(女) — H15-H17実績(男女計)
 — (参考) H26簡易生命表(女) — (参考) H16簡易生命表(女)



— H24-H28実績(男)
 — H15-H17実績(男女計)
 — (参考) H26簡易生命表(男)
 — (参考) H16簡易生命表(男)
 — (参考) H26財政検証国民年金20歳前障害年金失権率(男子)
 — (参考) H16財政再計算国民年金20歳前障害年金失権率(男子)

— H24-H28実績(女)
 — H15-H17実績(男女計)
 — (参考) H26簡易生命表(女)
 — (参考) H16簡易生命表(女)
 — (参考) H26国民年金20歳前障害年金失権率(女子)
 — (参考) H16国民年金20歳前障害年金失権率(女子)

(注) 本制度の対象者と簡易生命表及び国民年金20歳前障害年金の対象者とは異なるため、単純に比較できるものではない。

8. 運用利回りについて

○保険収支

平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	9年間 (年率)
1.65%	1.70%	1.70%	1.68%	1.65%	1.66%	1.67%	1.68%	1.63%	1.67%

○年金収支(信託報酬控除後)

平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (速報値)	9年間 (年率)
-5.95%	5.64%	0.29%	2.46%	7.81%	5.96%	8.35%	1.22%	1.31%	2.92%

9. 財政収支等の見通しについて(前提)

- 加入者死亡率:平成24～28年度実績
- 障害者死亡率:①平成24～28年度実績、②平成15～17年度実績
- 運用利回り

	A	B	C
平成29年度	保険:1.5% 年金:2.8%		
平成30年度以降	保険:1.5% 年金:2.8%	保険:1.5% 年金:1.5%	保険:0.25% 年金:0.25%

(参考)標準利率:0.25%

- 保険資産、年金資産:平成28年度末時点
ただし、毎年度の運用収益を月次平均残高により、平成19年度以前加入者分と平成20年度以降加入者分に按分。
- 新規加入者:なし
- 平成29年度の公費投入額
保険収支:46億円、年金収支:46億円
- 平成30年度以降の公費投入額
 - <保険収支最終年度前>
保険収支、年金収支ともに毎年度の公費投入額の1/2を投入
 - <保険収支最終年度>
毎年度の公費投入額から保険収支への公費投入額を控除した額を年金収支に投入
 - <保険収支最終年度後>
毎年度の公費投入額を年金収支に投入

9. 財政収支等の見通しについて(結果)

○ 平成20年度以降加入者

		運用利回り		
		A 保険:1.5% 年金:2.8%	B 保険:1.5% 年金:1.5%	C 保険:0.25% 年金:0.25%
死亡率	①加入者: H24-H28実績 障害者: H24-H28実績	枯渇しない	枯渇しない	保険: H92に枯渇 年金: H101に枯渇
	②加入者: H24-H28実績 障害者: H15-H17実績	枯渇しない	枯渇しない	保険: 枯渇しない 年金: H91に枯渇

○ 平成19年度以前加入者

・公費投入額を92億円/年とした場合の公費投入期間

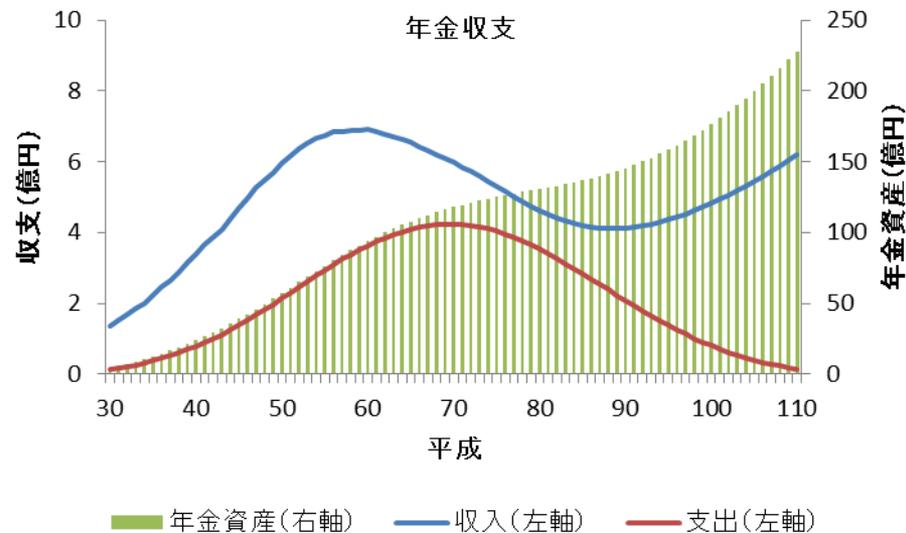
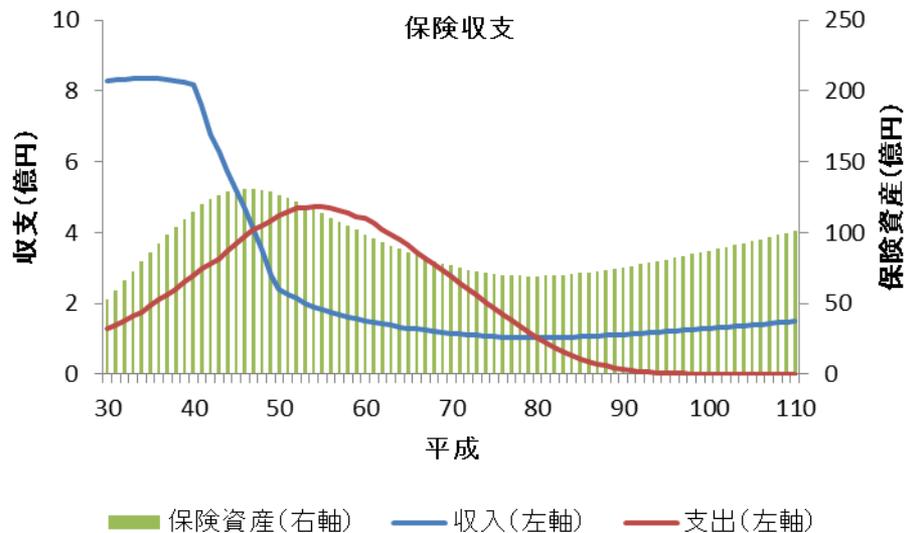
		運用利回り		
		A 保険:1.5% 年金:2.8%	B 保険:1.5% 年金:1.5%	C 保険:0.25% 年金:0.25%
死亡率	①加入者: H24-H28実績 障害者: H24-H28実績	H54 (最終年度) 保険:H40 44億円 年金:H54 40億円	H59 (最終年度) 保険:H40 44億円 年金:H59 34億円	H65 (最終年度) 保険:H45 10億円 年金:H65 55億円
	②加入者: H24-H28実績 障害者: H15-H17実績	H61 (最終年度) 保険:H41 31億円 年金:H61 60億円	H66 (最終年度) 保険:H41 31億円 年金:H66 69億円	H72 (最終年度) 保険:H45 46億円 年金:H72 44億円

・公費投入期間を平成62年度までとした場合の毎年度の公費投入額

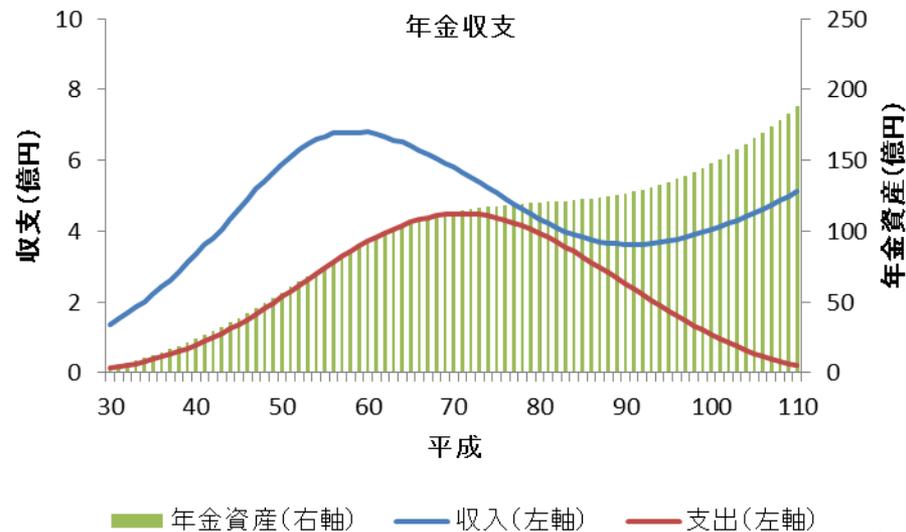
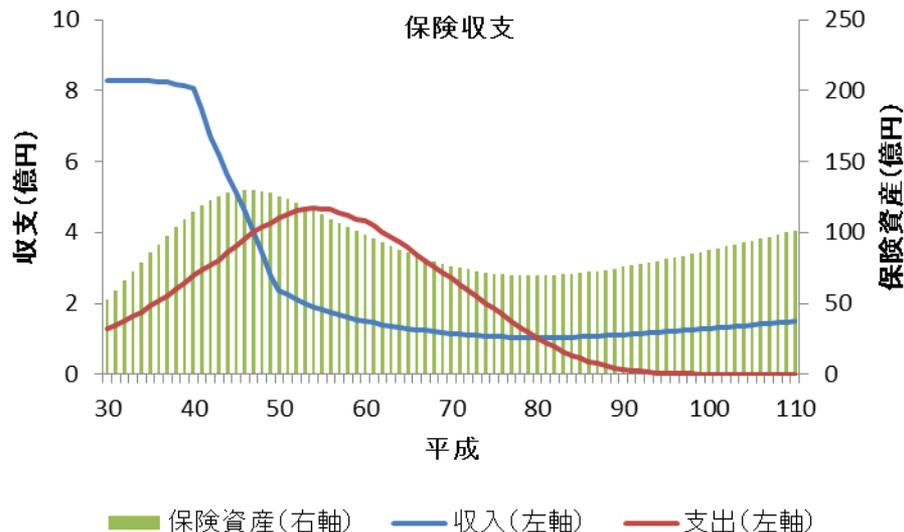
		運用利回り		
		A 保険:1.5% 年金:2.8%	B 保険:1.5% 年金:1.5%	C 保険:0.25% 年金:0.25%
死亡率	①加入者: H24-H28実績 障害者: H24-H28実績	76億円 (最終年度) 保険:H43 19億円 年金:H62 32億円	85億円 (最終年度) 保険:H41 40億円 年金:H62 40億円	101億円 (最終年度) 保険:H43 42億円 年金:H62 29億円
	②加入者: H24-H28実績 障害者: H15-H17実績	91億円 (最終年度) 保険:H41 37億円 年金:H62 19億円	101億円 (最終年度) 保険:H40 28億円 年金:H62 54億円	120億円 (最終年度) 保険:H42 13億円 年金:H62 20億円

平成20年度以降加入者(1)

A-① 死亡率:H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支)、2.8%(年金収支)

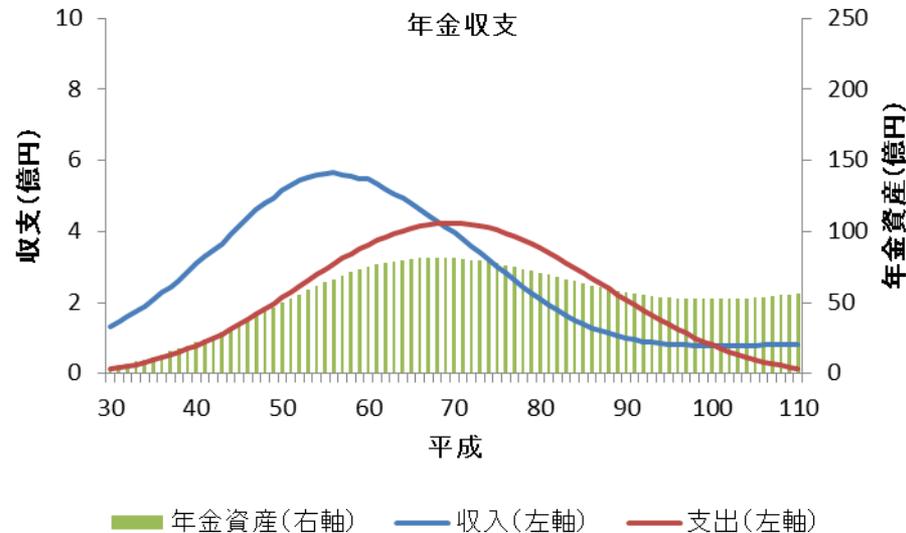
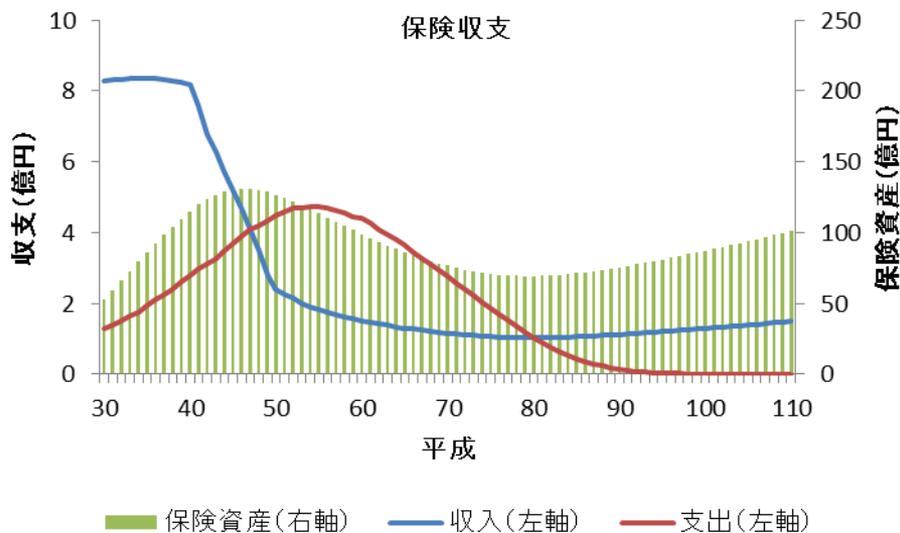


A-② 死亡率:H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支)、2.8%(年金収支)

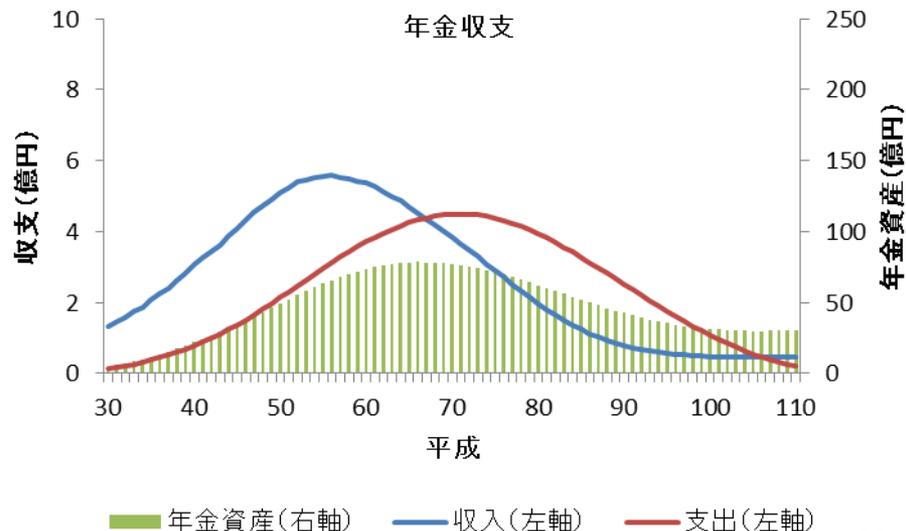
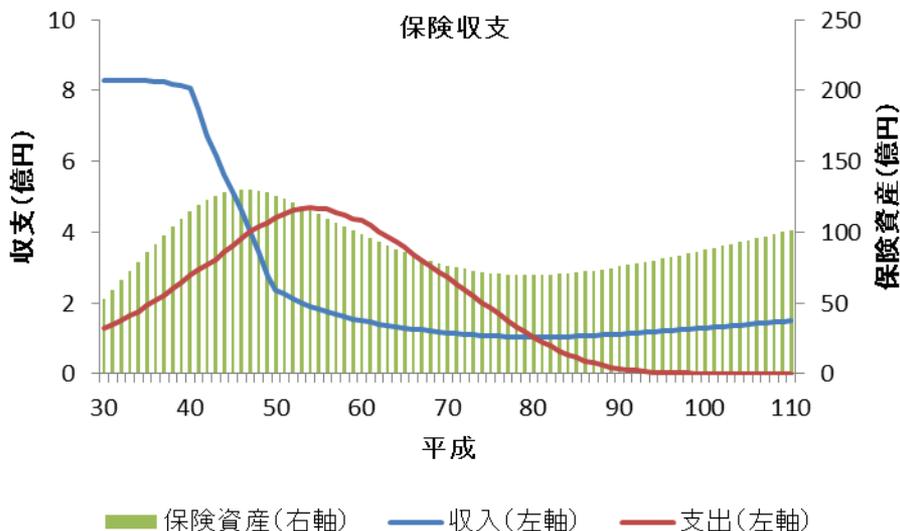


平成20年度以降加入者(2)

B-① 死亡率:H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支、年金収支)

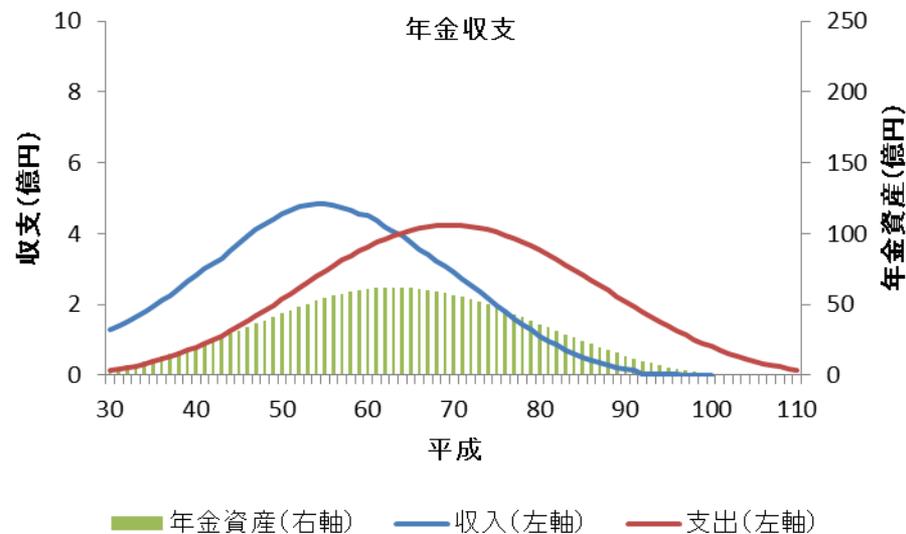
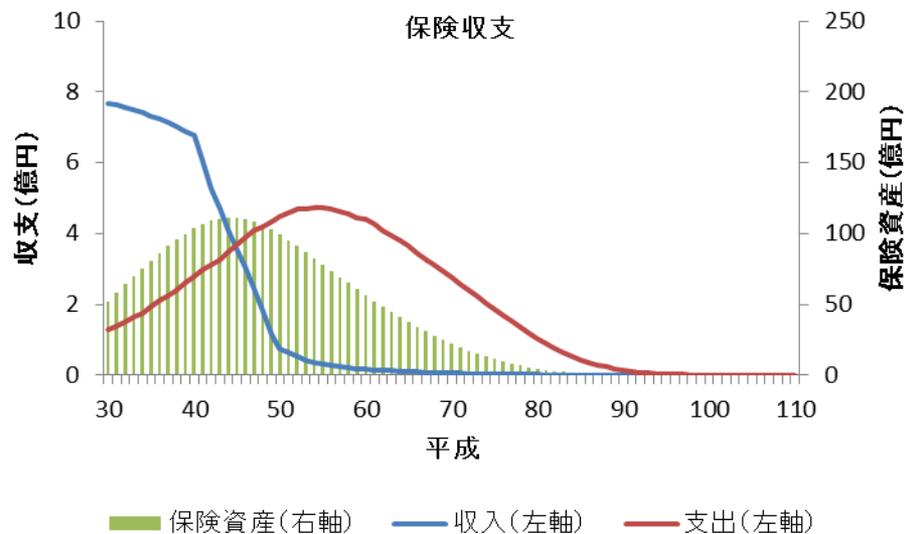


B-② 死亡率:H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支、年金収支)

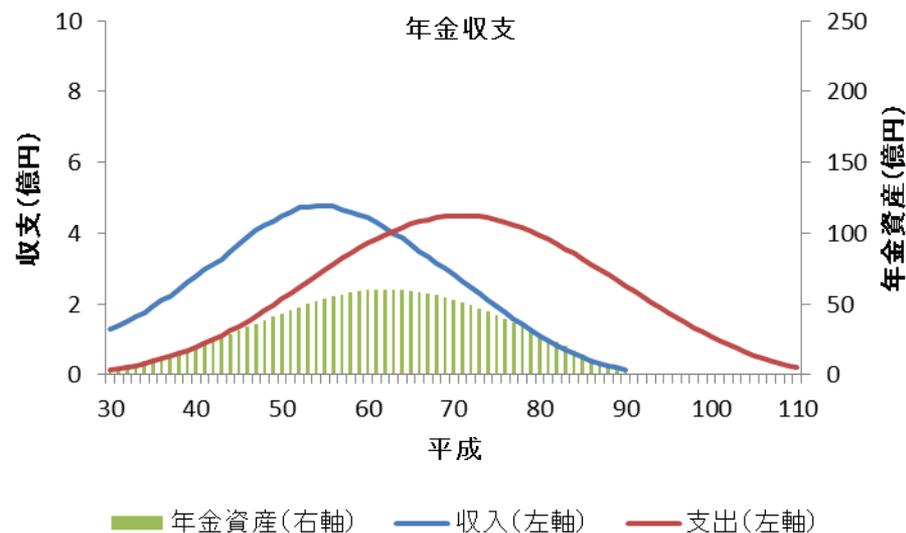
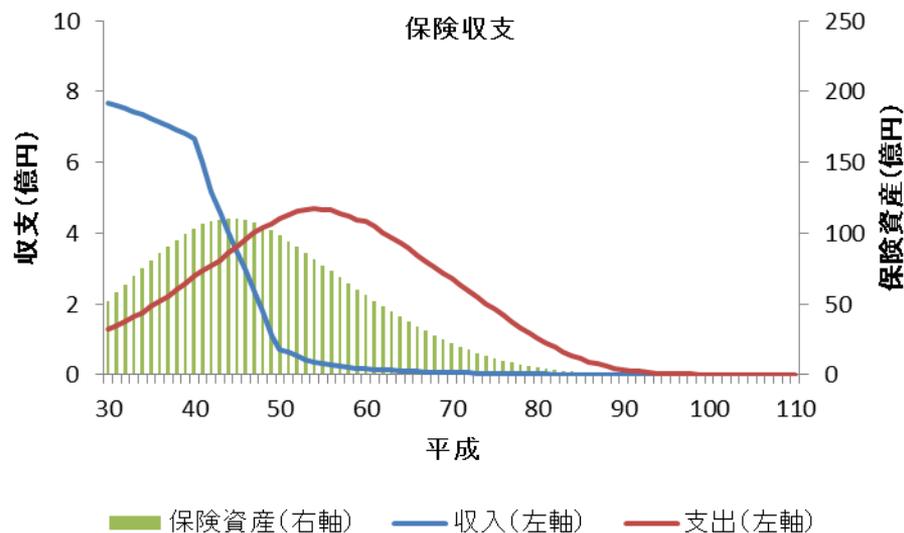


平成20年度以降加入者(3)

C-① 死亡率: H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り: 0.25%(保険収支、年金収支)

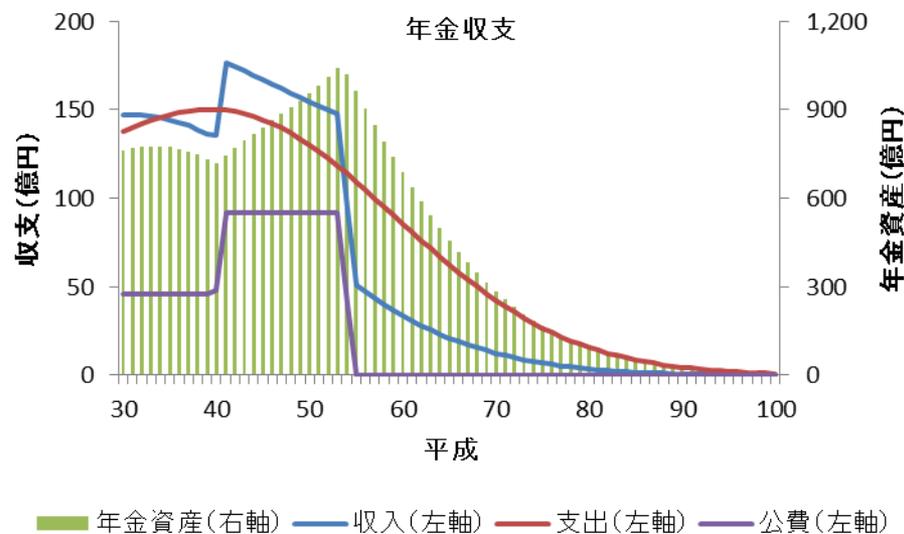
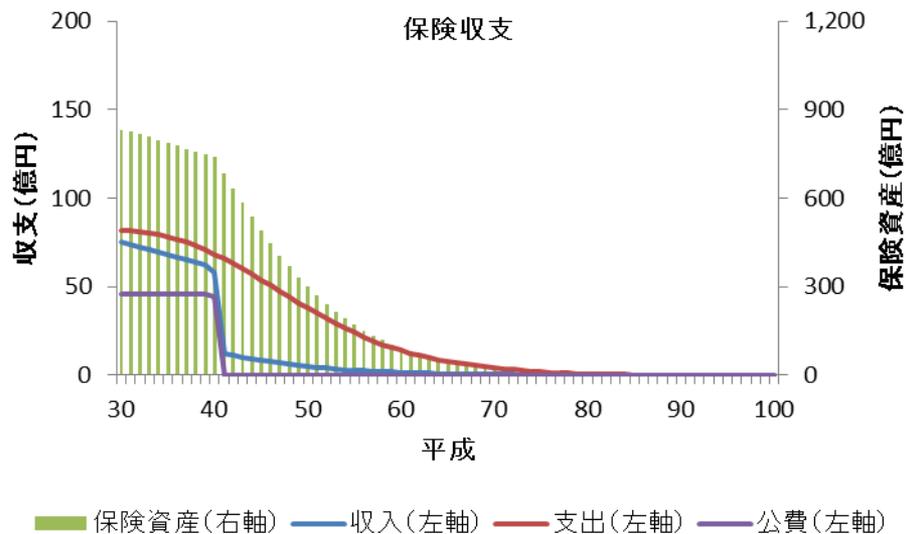


C-② 死亡率: H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り: 0.25%(保険収支、年金収支)

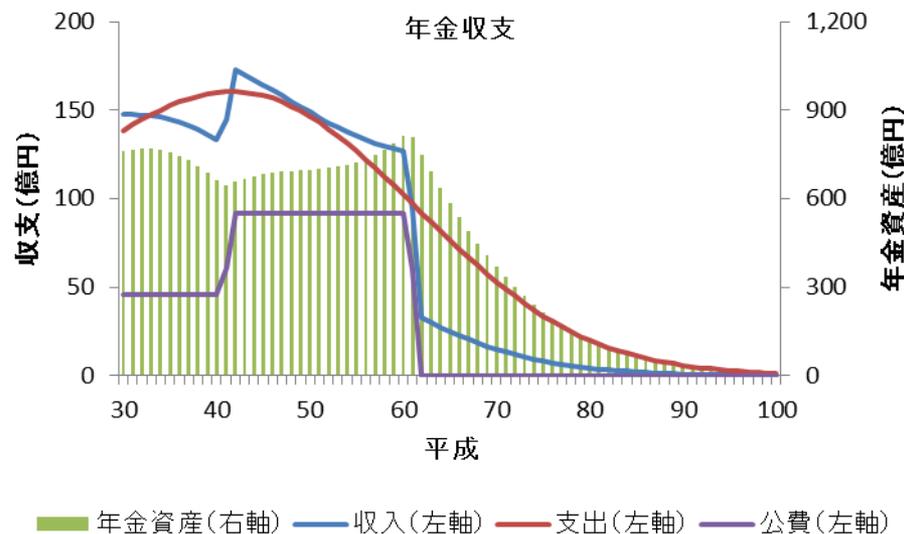
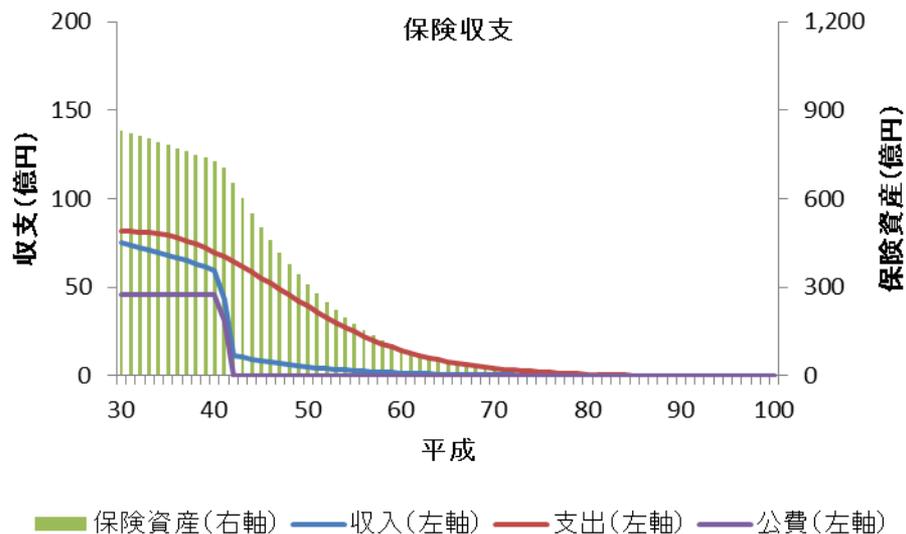


平成19年度以前加入者(公費投入金額固定-1)

A-① 死亡率:H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支)、2.8%(年金収支)

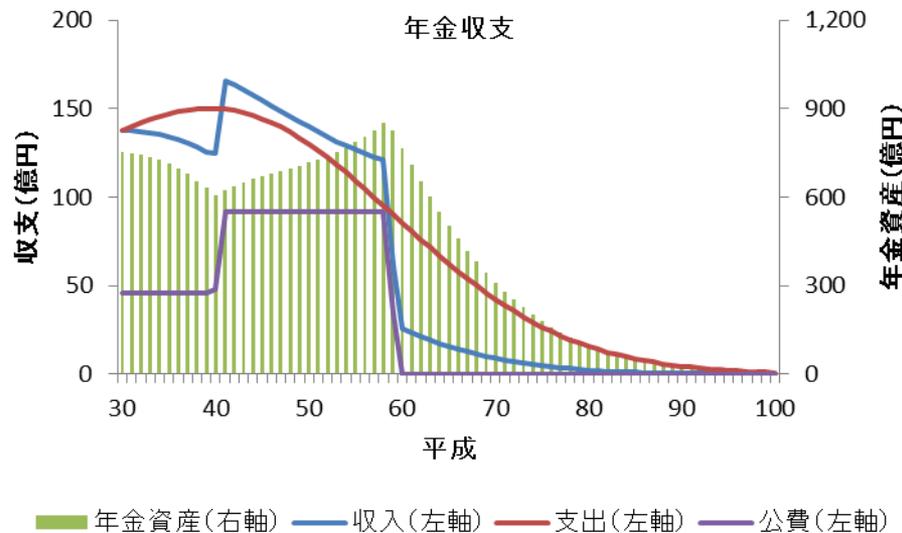
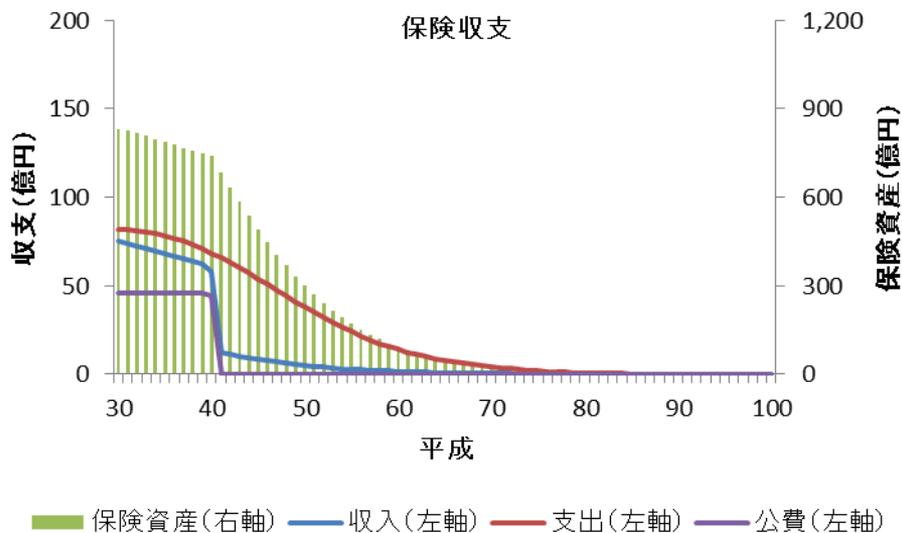


A-② 死亡率:H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支)、2.8%(年金収支)

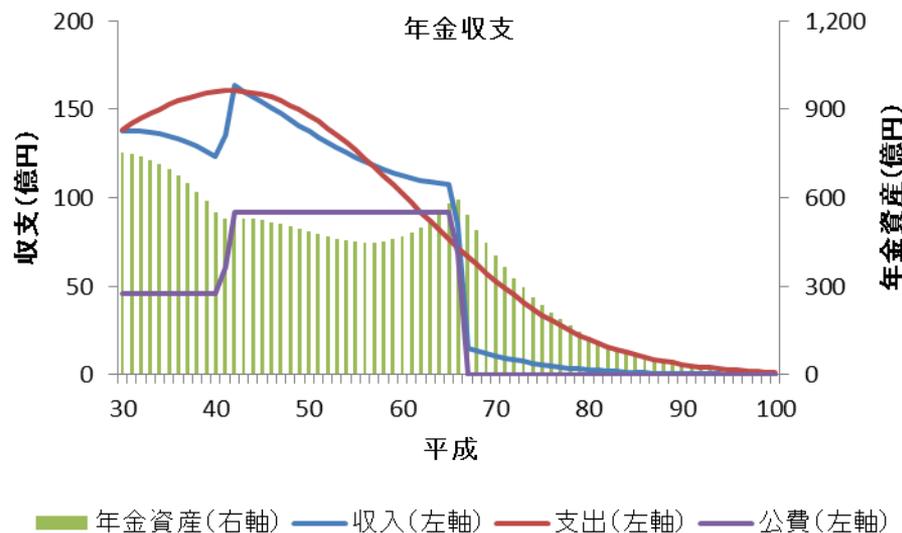
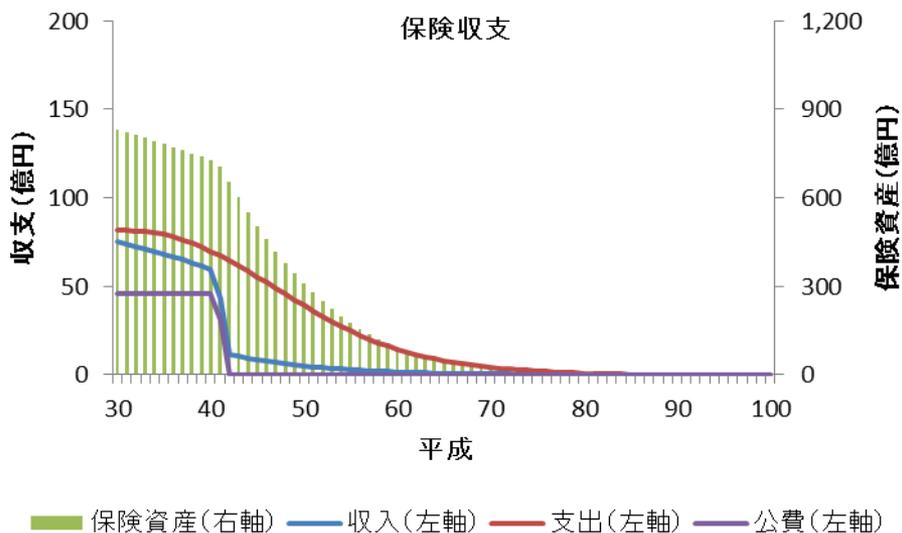


平成19年度以前加入者(公費投入金額固定-2)

B-① 死亡率:H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支、年金収支)

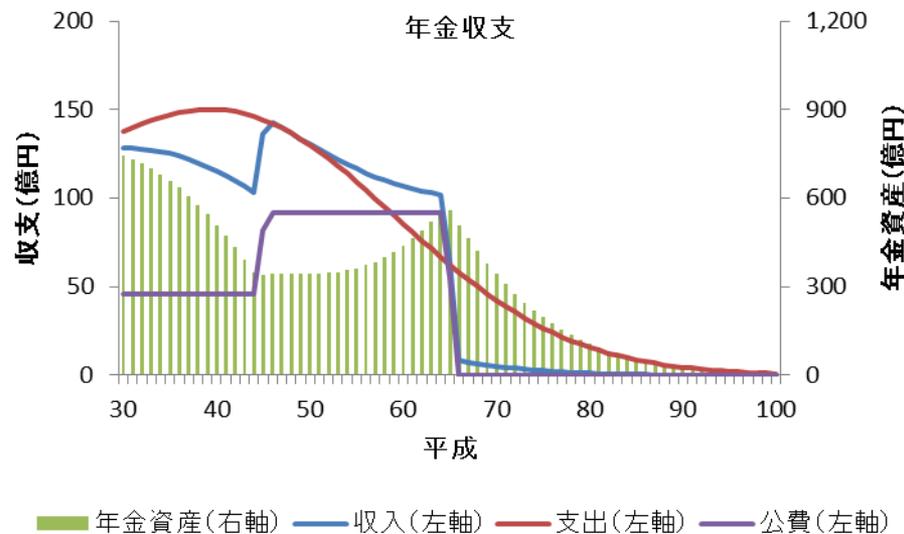
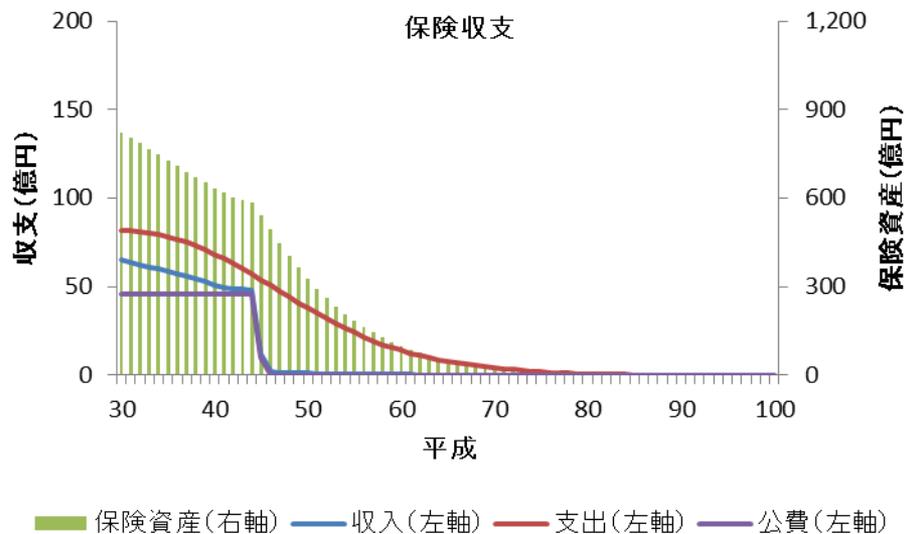


B-② 死亡率:H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支、年金収支)

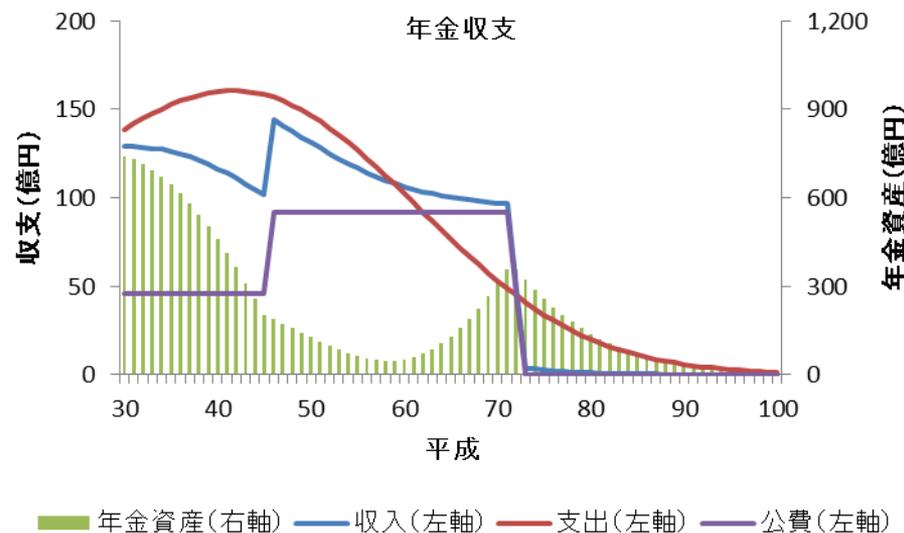
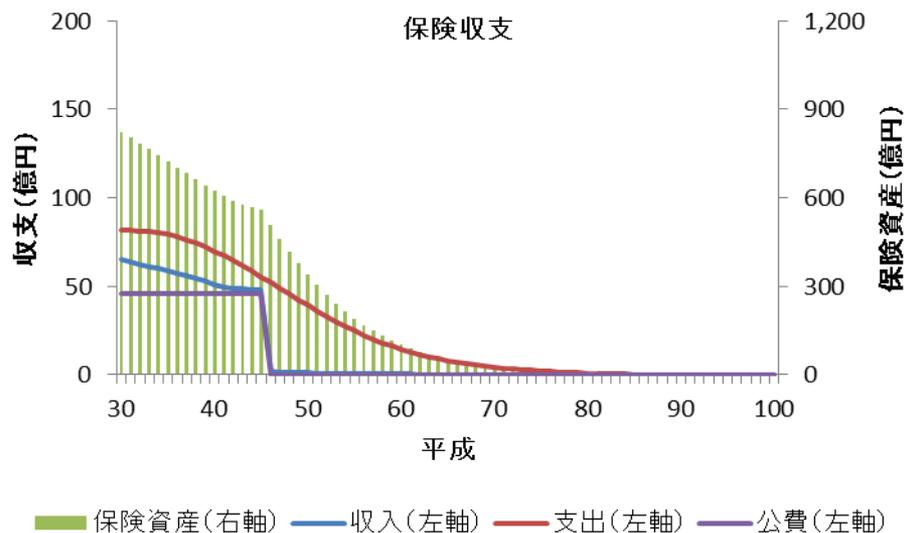


平成19年度以前加入者(公費投入金額固定-3)

C-① 死亡率:H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り:0.25%(保険収支、年金収支)

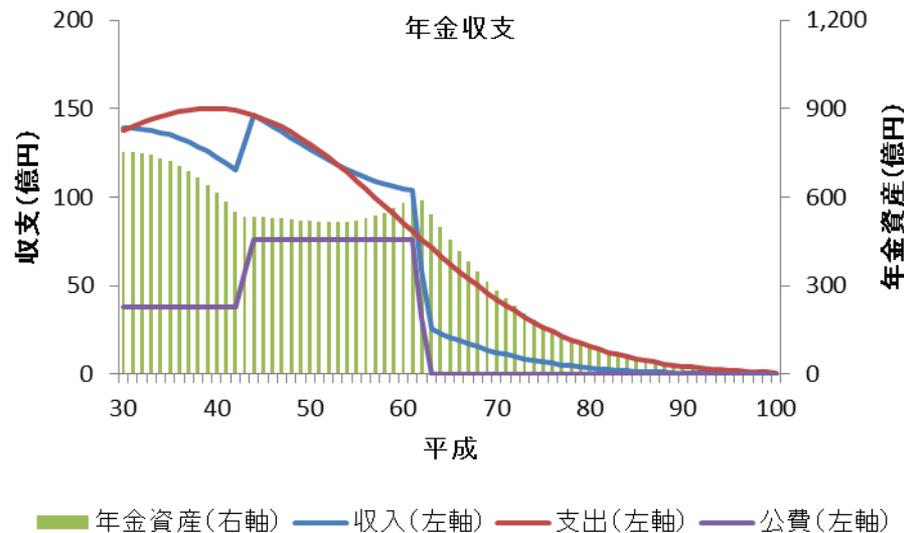
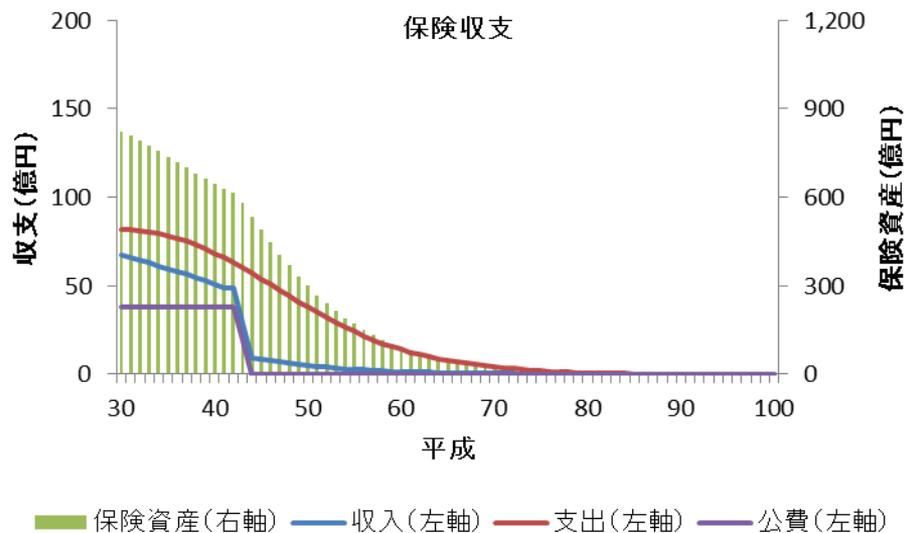


C-② 死亡率:H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り:0.25%(保険収支、年金収支)

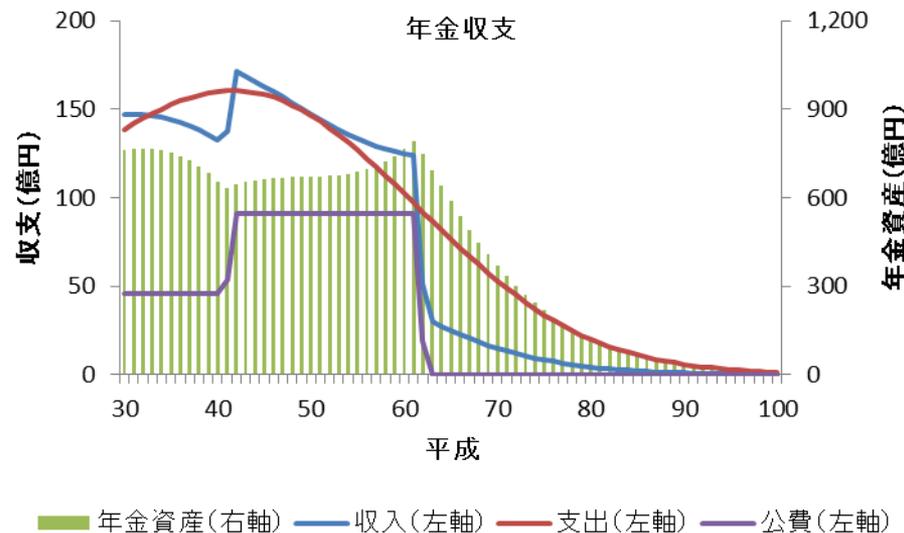
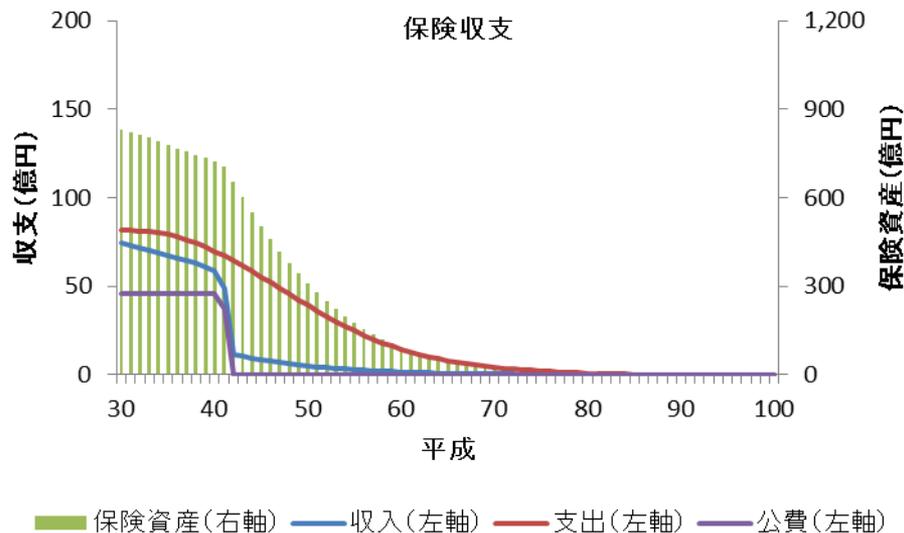


平成19年度以前加入者(公費投入期間固定-1)

A-① 死亡率:H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支)、2.8%(年金収支)

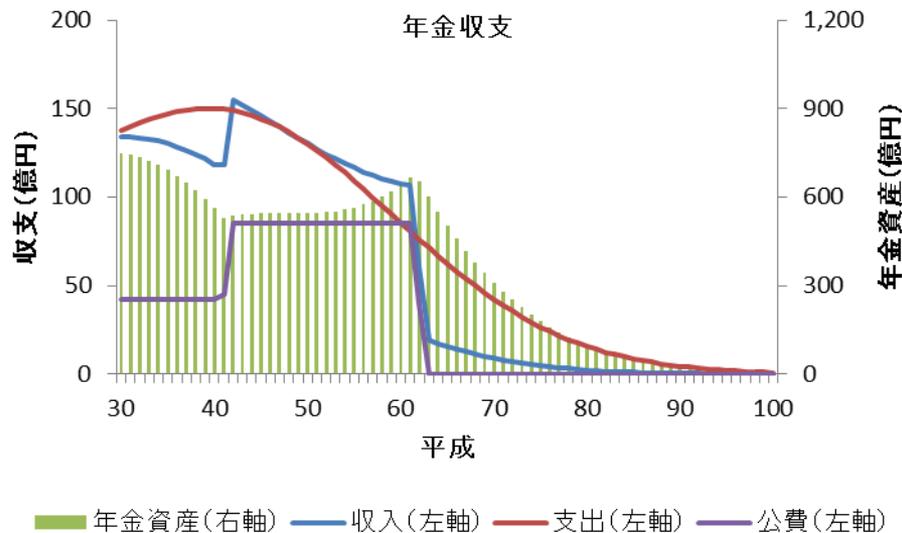
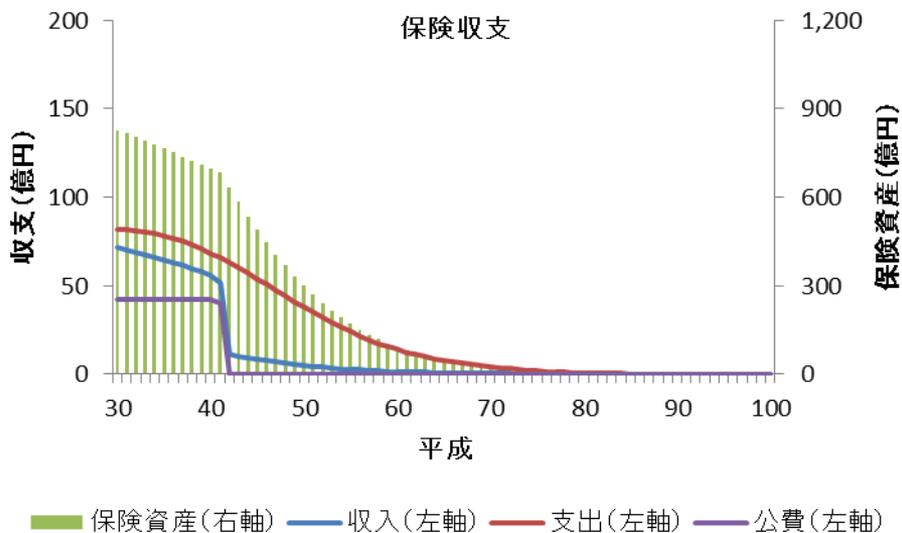


A-② 死亡率:H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支)、2.8%(年金収支)

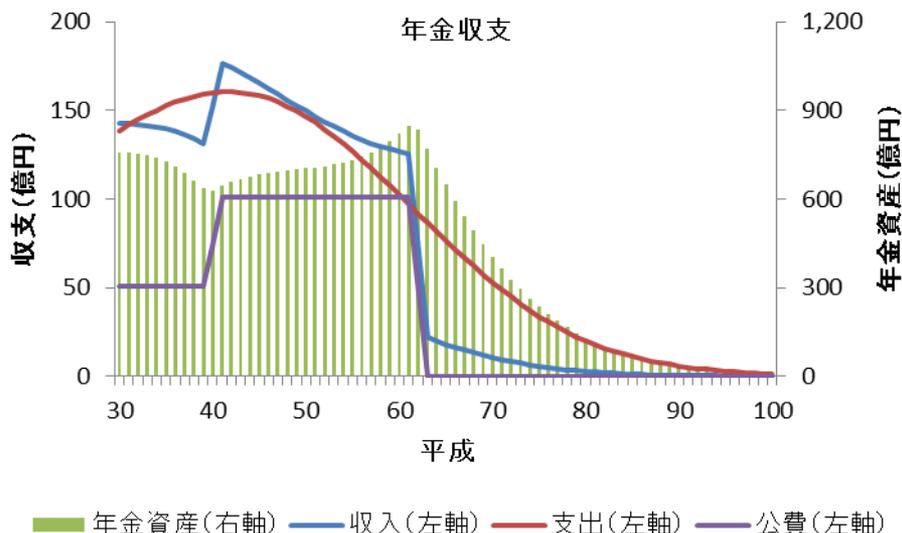
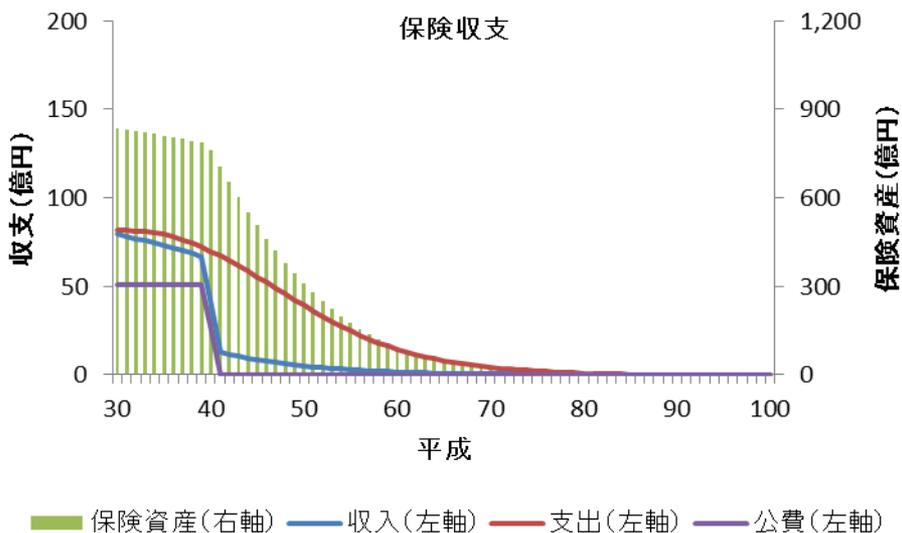


平成19年度以前加入者(公費投入期間固定-2)

B-① 死亡率:H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支、年金収支)

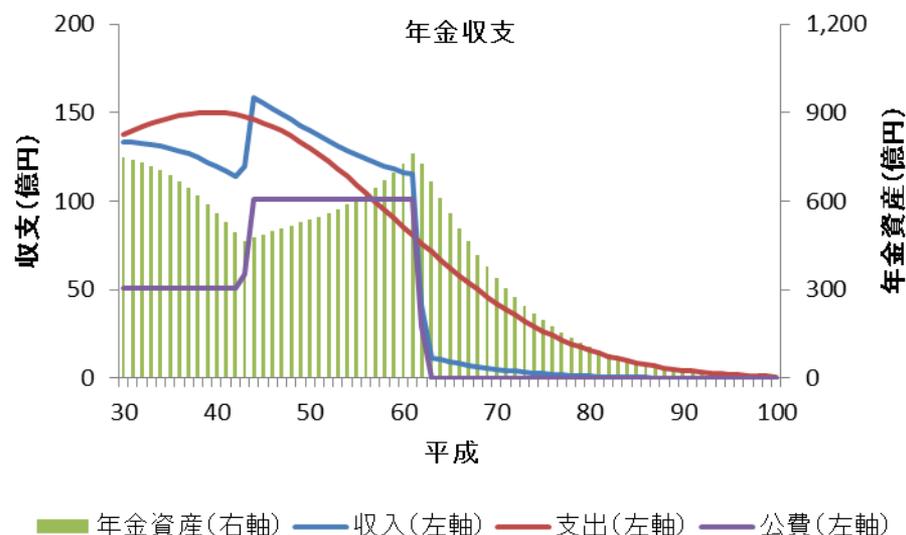
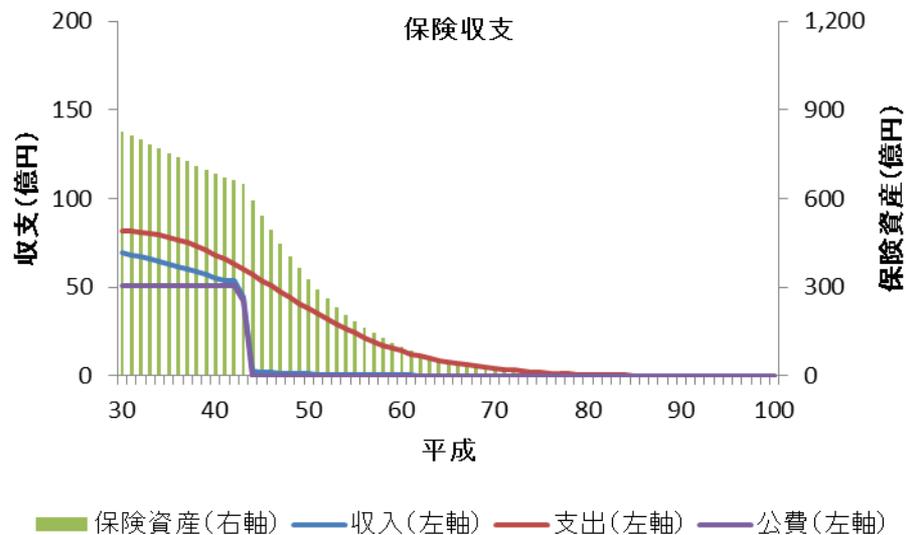


B-② 死亡率:H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り:1.5%(保険収支、年金収支)

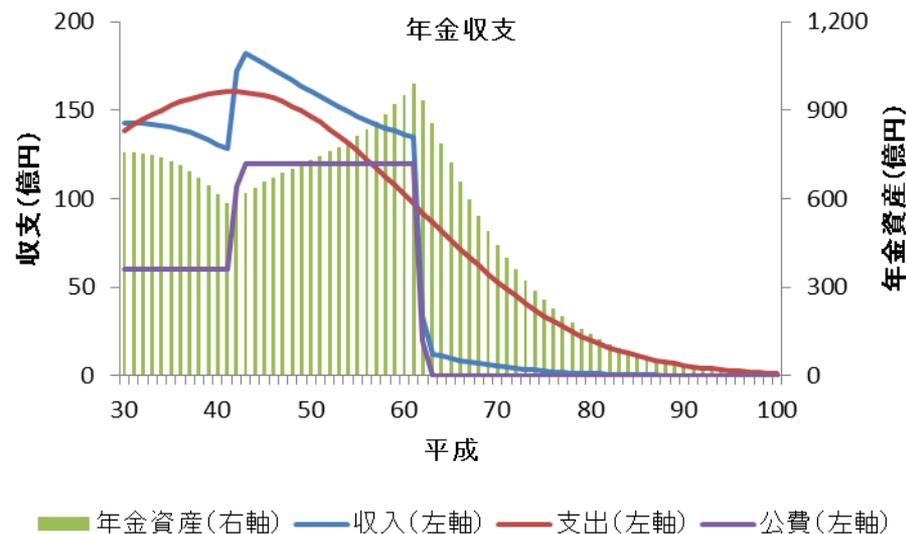
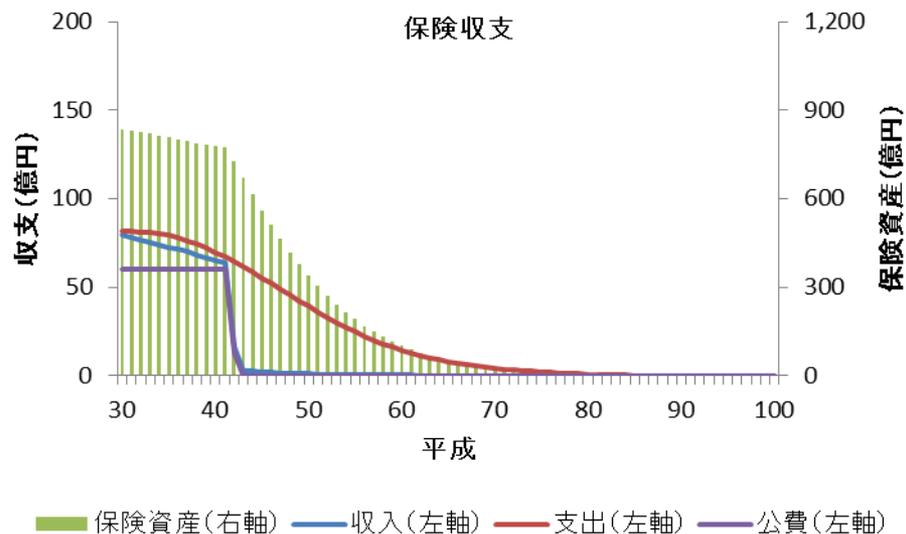


平成19年度以前加入者(公費投入期間固定-3)

C-① 死亡率:H24-H28実績(加入者、障害者)、運用利回り:0.25%(保険収支、年金収支)



C-② 死亡率:H24-H28実績(加入者)、H15-H17実績(障害者)、運用利回り:0.25%(保険収支、年金収支)



平成19年度以前加入者(留意点1)

○公費投入期間又は枯渇年度

・公費投入額を76億円／年とした場合

		運用利回り		
		A 保険:1.5% 年金:2.8%	B 保険:1.5% 年金:1.5%	C 保険:0.25% 年金:0.25%
死亡率	①加入者: H24-H28実績 障害者: H24-H28実績	H62 (最終年度) 保険:H43 年金:H62 32億円	H67 (最終年度) 保険:H43 年金:H67 46億円	保険: 枯渇しない 年金: H50に枯渇
	②加入者: H24-H28実績 障害者: H15-H17実績	H73 (最終年度) 保険:H44 年金:H73 72億円	保険: 枯渇しない 年金: H54に枯渇	保険: 枯渇しない 年金: H47に枯渇

・公費投入額を85億円／年とした場合

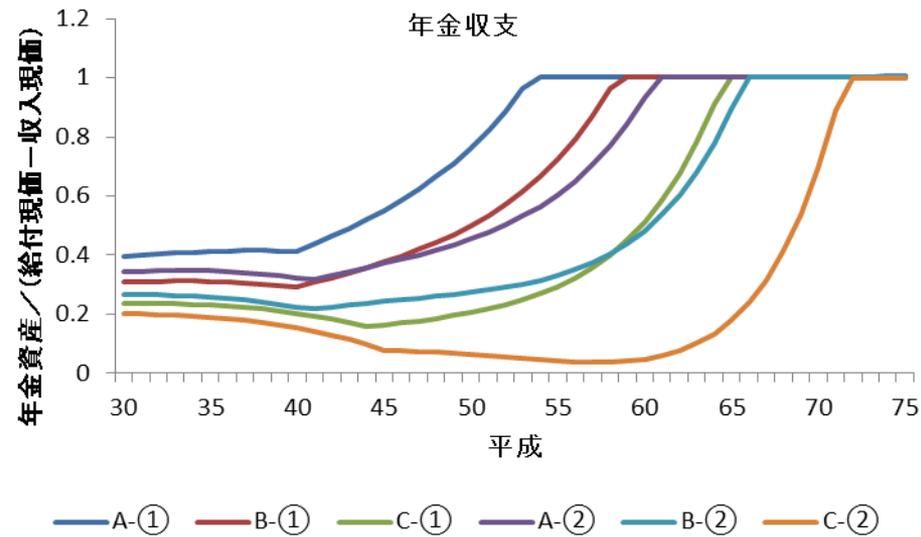
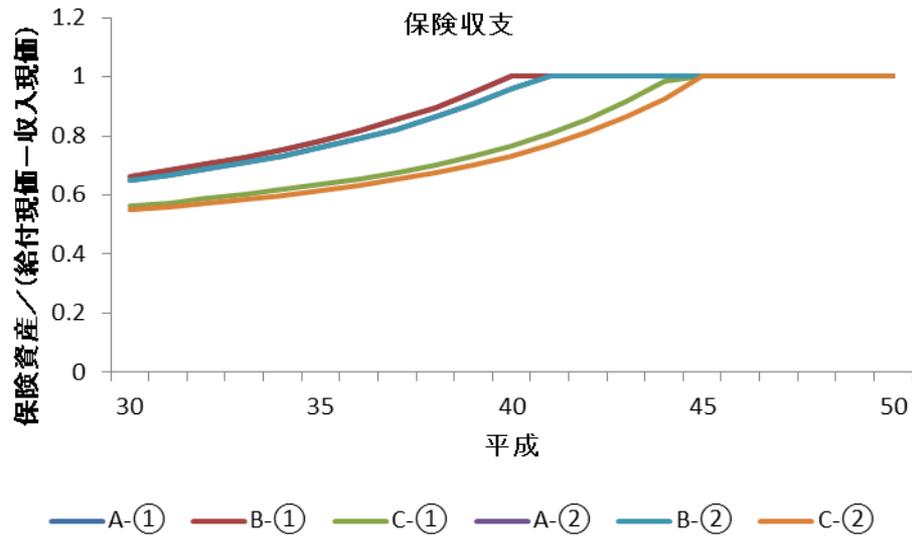
		運用利回り		
		A 保険:1.5% 年金:2.8%	B 保険:1.5% 年金:1.5%	C 保険:0.25% 年金:0.25%
死亡率	①加入者: H24-H28実績 障害者: H24-H28実績	H57 (最終年度) 保険:H41 年金:H57 31億円	H62 (最終年度) 保険:H41 年金:H62 40億円	H68 (最終年度) 保険:H46 年金:H68 57億円
	②加入者: H24-H28実績 障害者: H15-H17実績	H65 (最終年度) 保険:H42 年金:H65 84億円	H70 (最終年度) 保険:H42 年金:H70 76億円	保険: 枯渇しない 年金: H49に枯渇

・公費投入額を91億円／年とした場合

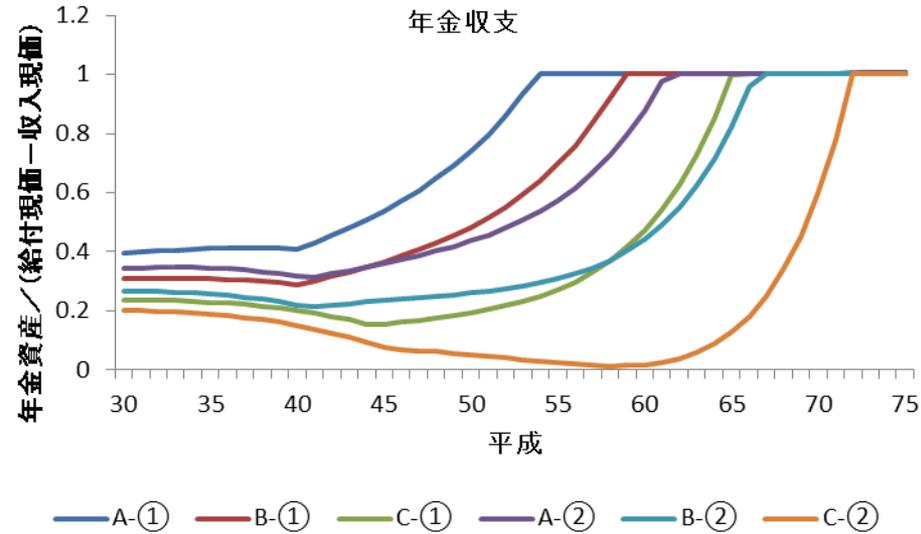
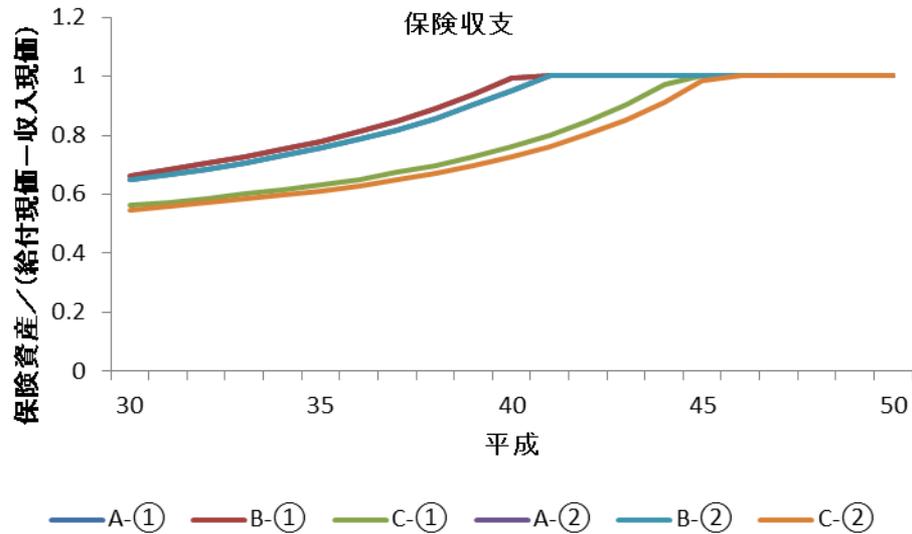
		運用利回り		
		A 保険:1.5% 年金:2.8%	B 保険:1.5% 年金:1.5%	C 保険:0.25% 年金:0.25%
死亡率	①加入者: H24-H28実績 障害者: H24-H28実績	H54 (最終年度) 保険:H41 年金:H54 74億円	H59 (最終年度) 保険:H41 年金:H59 71億円	H66 (最終年度) 保険:H45 年金:H66 1億円
	②加入者: H24-H28実績 障害者: H15-H17実績	H62 (最終年度) 保険:H41 年金:H62 19億円	H67 (最終年度) 保険:H41 年金:H67 26億円	H72 (最終年度) 保険:H46 年金:H72 89億円

平成19年度以前加入者(留意点2)

1. 公費投入額92億円/年



2. 公費投入額91億円/年

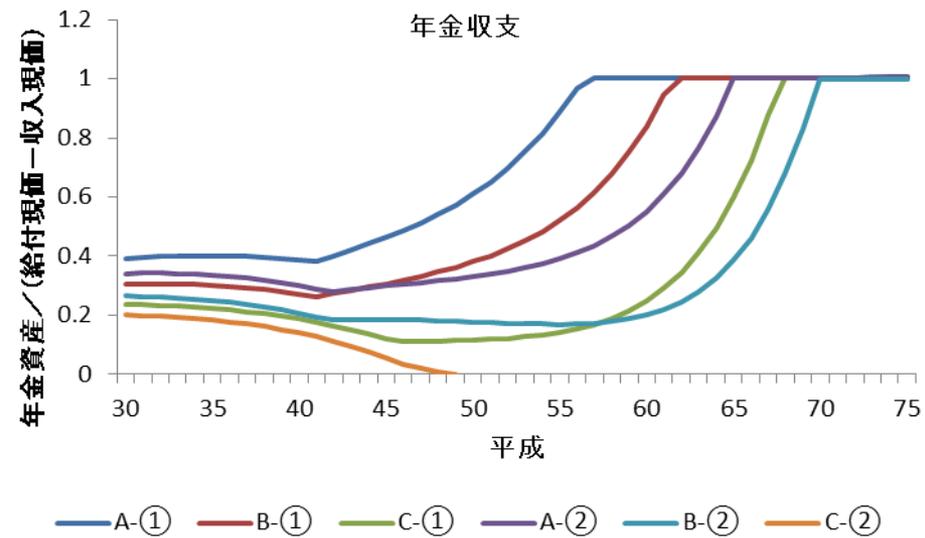
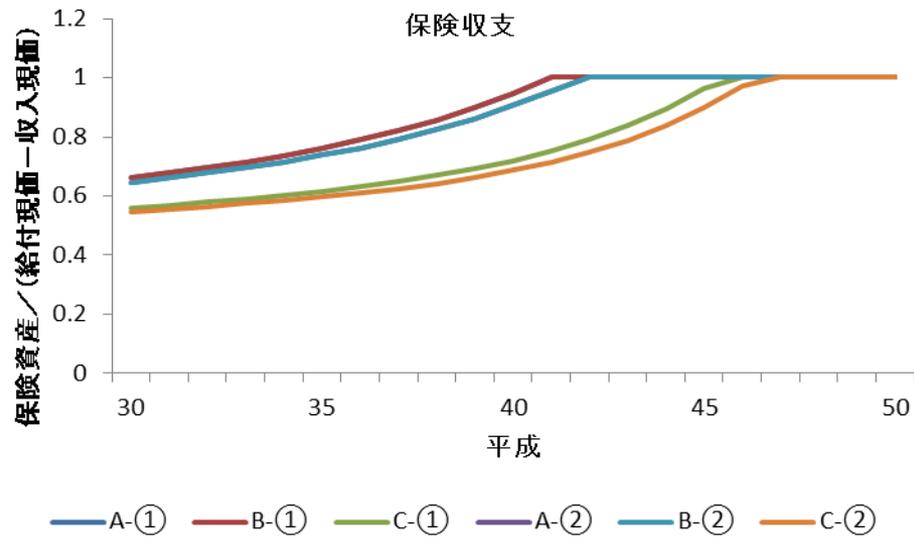


(※1)割引率には運用利回りをを用いている。

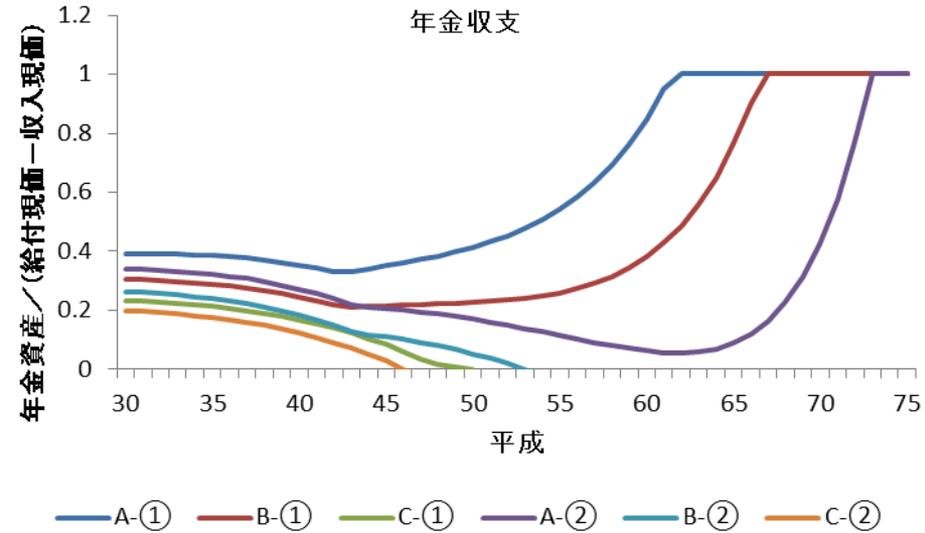
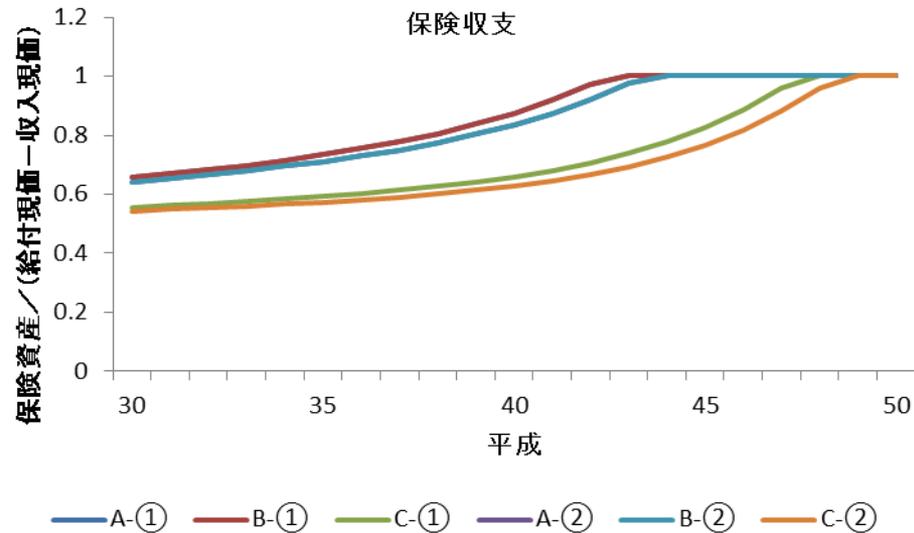
(※2)収入現価は公費現価を除いている。

平成19年度以前加入者(留意点3)

3. 公費投入額85億円/年

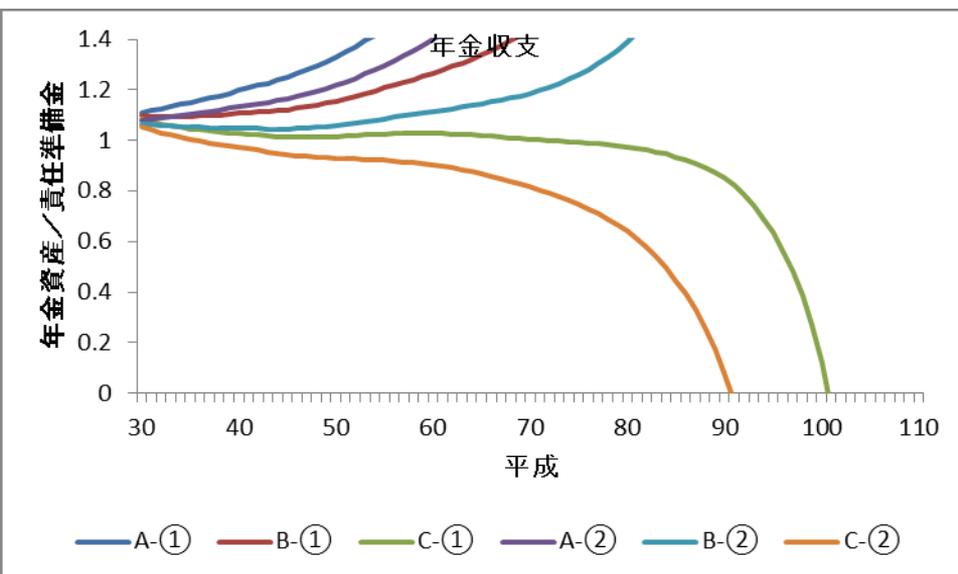
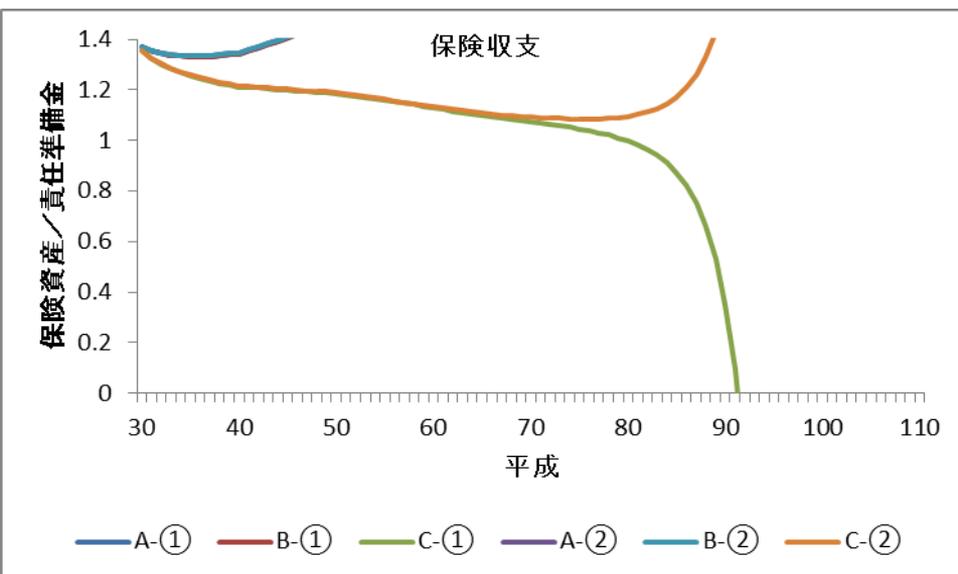


4. 公費投入額:76億円/年



(※1)割引率には運用利回りをを用いている。
 (※2)収入現価は公費現価を除いている。

(参考)平成20年度以降加入者



(※)割引率には予定利率を用いている。

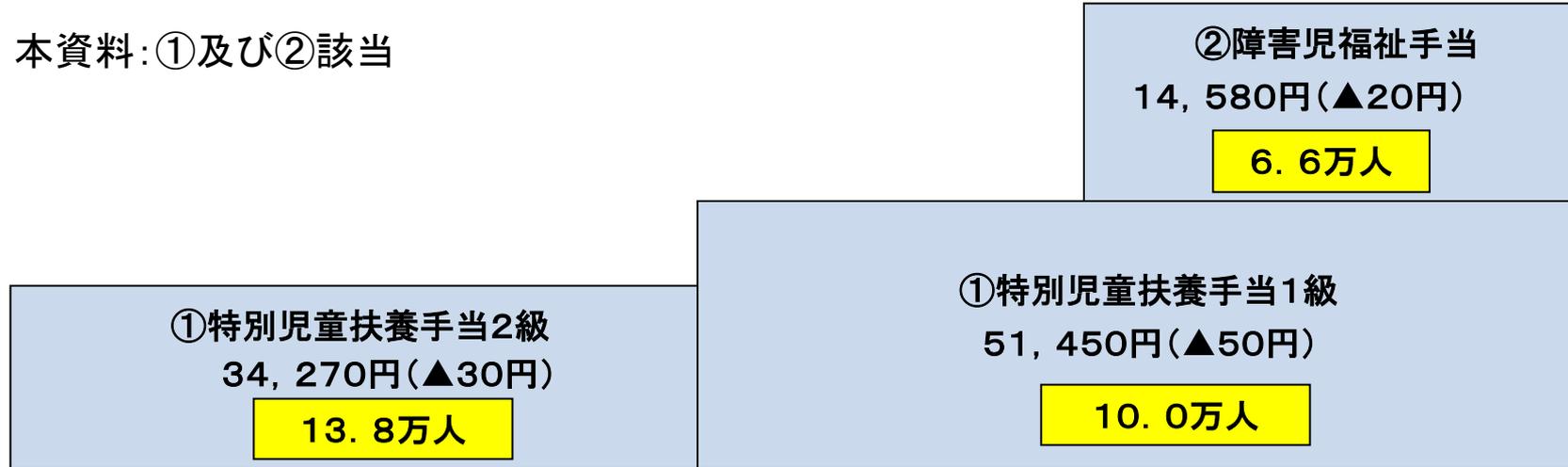
参 考 资 料

1. 障害児・者の所得保障の基本構造(平成29年度版)

《障害児(20歳未満)》

合計 66,030円(①<1級>+②)

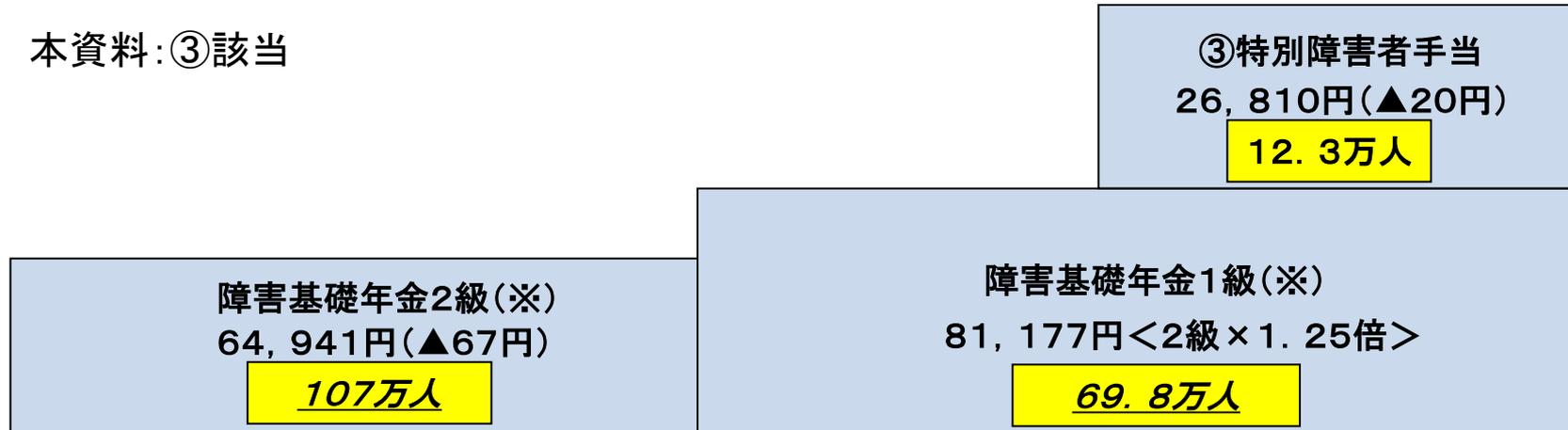
本資料:①及び②該当



《障害者(20歳以上)》

合計 107,987円(障害年金1級+③)

本資料:③該当



(注ア) 受給者の人数については平成27年度末のものである。(障害基礎年金は平成26年度末)

(注イ) 受給額は、平成29年4月以降の月額である。

<()は、28年度からの変動額等> ※障害年金制度は年金局所管

2. 特別児童扶養手当制度等の概要

	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当
目的	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。	重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。
支給要件	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 父母又は養育者が受給	1. 20歳以上 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	1. 61年3月31日現在20歳以上の福祉手当受給者 2. 障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当者
対象者	1級: 障害基礎年金の1級に相当する障害を有する児童 2級: 障害基礎年金の2級に相当する障害を有する児童	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又はそれ以上の障害を有する者	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害を有する児童	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害を有する者
給付月額 (29年度)	1級 51,450円 2級 34,270円	26,810円	14,580円	同 左
所得制限 (例示: 年収)	1. 本人(4人世帯) 7,707千円 2. 扶養義務者(6人世帯) 9,542千円	1. 本人 5,180千円 2. 扶養義務者(6人世帯) 9,542千円	同 左	同 左
支給対象者数※ (27年度末)	1級 99,932人 2級 138,361人	122,701人	65,595人	4,322人

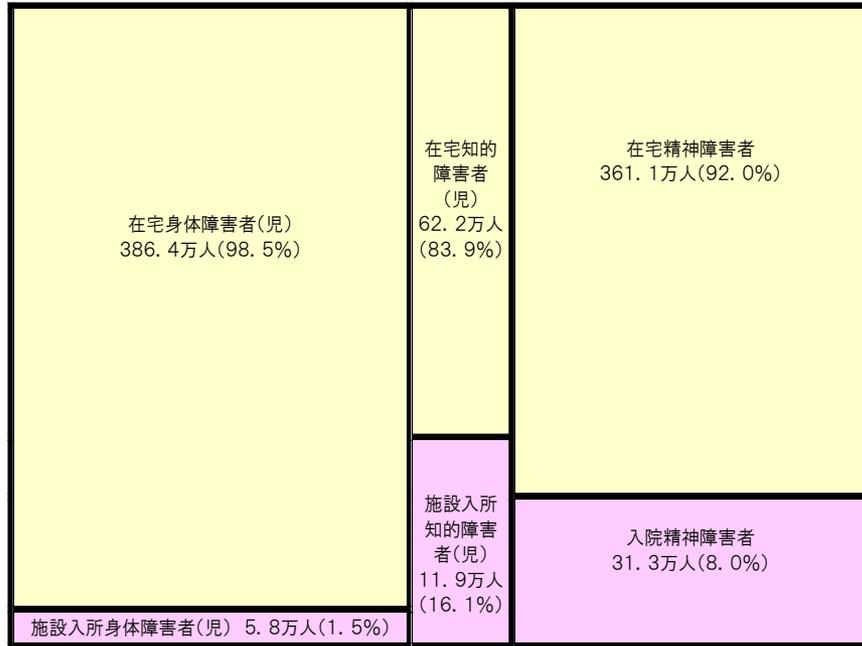
3. 障害者の数

- 障害者の総数は858.7万人であり、人口の約6.7%に相当。
- そのうち身体障害者は392.2万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

(在宅・施設別)

障害者総数 858.7万人(人口の約6.7%)
 うち在宅 809.7万人(94.3%)
 うち施設入所 49.0万人(5.7%)

身体障害者(児) 392.2万人
 知的障害者(児) 74.1万人
 精神障害者 392.4万人

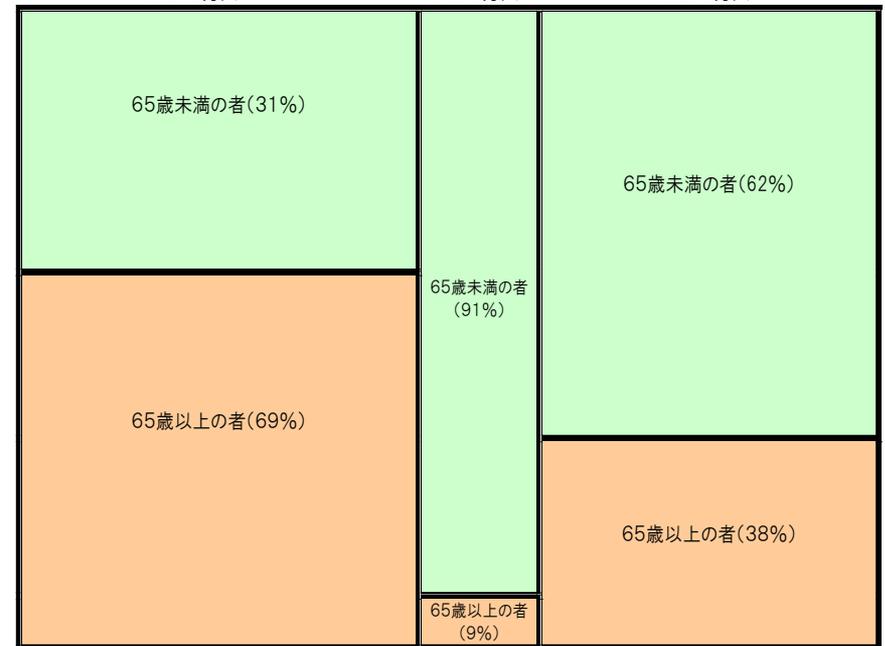


(年齢別)

障害者総数 858.7万人(人口の約6.7%)

うち65歳未満 50%
 うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 392.2万人
 知的障害者(児) 74.1万人
 精神障害者 392.4万人



※ 身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成24年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

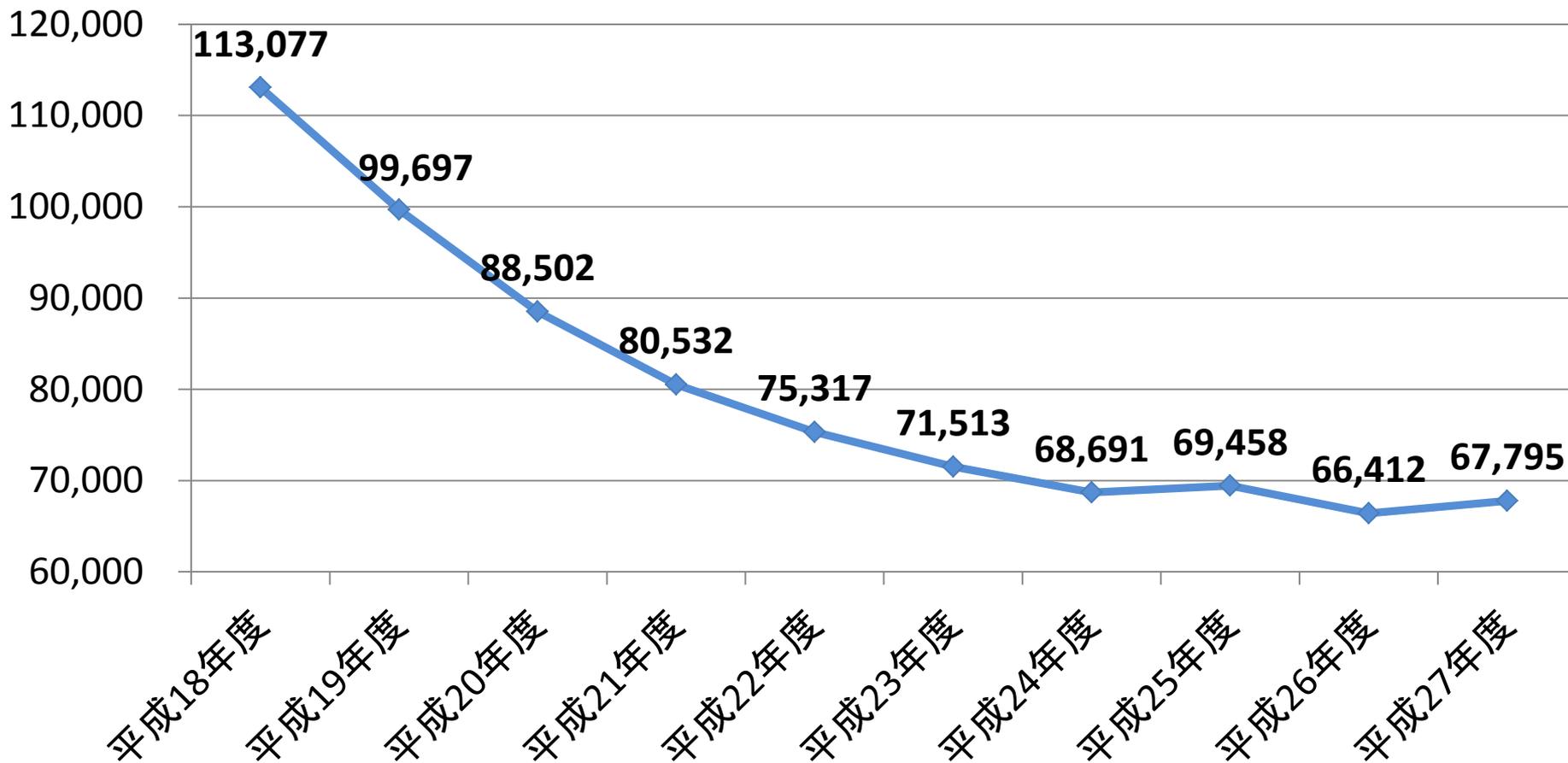
※ 平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※ 在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※ 複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

3. 就労継続支援A型事業所における平均賃金の推移

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、減少傾向が続いている。

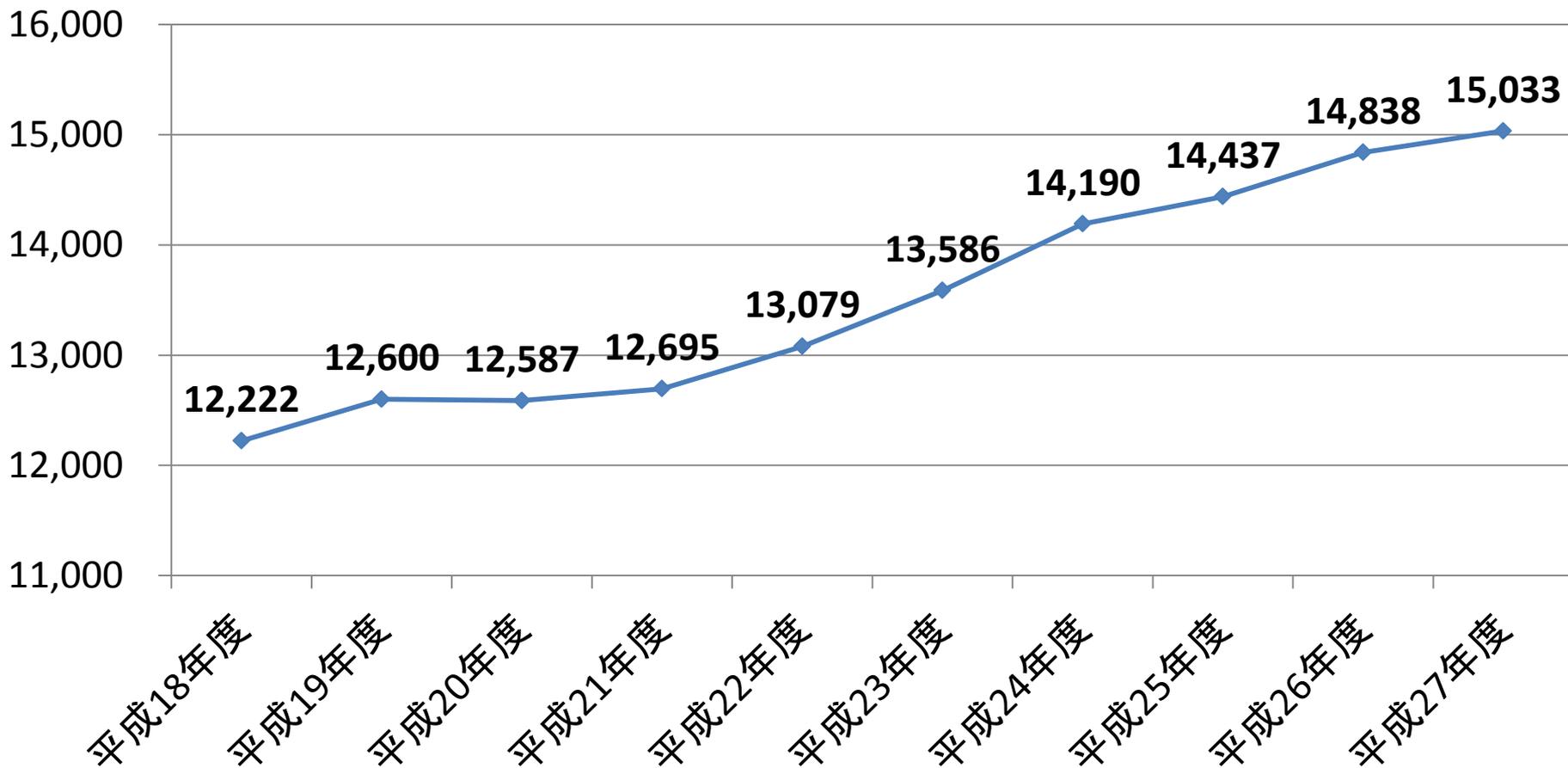


(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

4. 就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から21.4%上昇している。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃